女性のためのアジア平和国民基金

三者合同懇談会

平成 11 年7月

三者懇談会・（及び臨時理事会）次第

平成１１年７月８日（木）
午後６時から９時まで
スクワール麹町・５Ｆ「寿」

〔三者懇談会〕

１．出 席 者 数 報 告　（事務局長）

２．開会・理事長挨拶

３．議　　　　　題　（座長）

韓国に於ける償い事業等について

(1) 1999.2.10 理事会以降の経過（伊勢専務理事）

(2) 昨今の状況報告等（外務省アジア局地域政策課　小原課長）

(3) 三者懇談会

(4) 集　約

（引き続き理事会に移行の場合）

〔理　事　会〕

４．定 足 数 の 報 告

５．議事録署名人の選出

６．議　　　　　案　（議　長）

「三者懇談会の集約」に係る扱いについて

７．そ　　の　　他

次回の理事会他

添付付資料一覧

三 者 懇 談 会

平成 11年7月 8 日
財団法人　女性のためのアジア平和国民基金

【議　題】

(1) 韓国事業について　1 ～ 3
・第 38 回理事会議事録　1
・韓国事業の転換に伴うこれまでの経緯　2
・「慰安婦」問題・償い事業報告　3

国際専門家会議

日時	1999年9月14日(火)-16日(木)
場所	国立京都国際会館・会議場
参加者	専門家（海外10名、国内20名）、16日(木)午後公開シンポジュウム
主催	アジア女性基金　　後援　外務省、総理府
テーマ	「武力紛争下における女性の人権 ― 二度と繰り返さないために」

背景

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう行動することが日本の責任を表わすとの認識で、市民と政府が一体となって設立されました。同時に、二度と「慰安婦」を生んだ歴史を繰り返さないため、今日の女性が直面している、女性の人権侵害、女性に対する暴力等の問題に取り組んでいます。その一環として、「武力紛争下における女性の人権」研究会を1997年に発足させ研鑽を重ねてきました。今回の国際会議では、現在、なお絶えることのない民族、宗教、地域の紛争において、繰り返し女性や子どもが受ける被害を、「繰り返さない」と同時に、平和の再建過程の中で、どのようにジェンダーに配慮すべきか、「処罰」と「賠償」以外の解決は本当にないのか等の論議を国際的な専門家の間で行うことを目指しています。

「戦争の違法化」が長い間、国際社会で試みられたにもかかわらず、相変わらず民族紛争、難民、強制妊娠、レイプ等の女性に対する暴力は後をたたず、紛争下における人権侵害は続いています。こうした中で、新たに国際刑事裁判所の設置が決まり、ことに個人への処罰を試みる場合の実効性が注目されています。また、紛争後に、人権侵害の被害者の権利をどのように回復していくのか、「被害者」と「加害者」は、和解できるのか、出来ないのか、もし和解できるとすれば、どのようにして可能なのか等について、各地で様々な試みが始まっています。女性団体の努力により、国際刑事裁判所条約は、戦時下における女性への暴力を明確に戦争犯罪と定義しました。今後は、さらに平和構築のプロセスにおけるジェンダーに配慮した法制度、社会制度の実現が問われています。

目的

今回の専門家会議では、さまざまな立場から以下の3点を中心に討議し、武力紛争下における女性の人権保証およびこれら被害者のエンパワーメント、「被害者」と「加害者」の融和に関する方策、即ち平和の再建策を検討し、具体的行動へ向けての提言を作りあげていくことを目的とします。同時に、多様な解決方法を模索することにより、暴力的解決の予防並びに防止につながることを期待します。

1）紛争下における女性の人権保証およびエンパワーメントの方策を検討
2）「加害者」の責任追及および「被害者」と「加害者」の和解と融和におけるジェンダーに配慮した方策の検討
3）紛争のより多様な解決と予防策

TENTATIVE LIST OF INVITEES

1)	Outside region	CE Director, Human Rights Section
2)	Outside region	Prof. Martha Minow, School of Law, Harvard University
3)	Cambodia	
4)	Korea	Ms. Lee Oo-Chung, former Chairperson, Women's Special Committee, Government of Korea 李 愚貞
5)	Korea	Prof. Chi Myong-Kwan, Hanlim University 池 明観
6)	India	Ms. Madhu Mehra, Lawyer
7)	Indonesia	Ms. Nursyahbani Katjasungkana, Indonesia Women's Association for Justice
8)	Pakistan	Ms. Asma Jahangir, Advocate, Supreme Court
9)	Philippines	Ms. Nelia Sancho, Asian Women Human Rights Council, Philippines
10)	Sri Lanka	Prof. Savitri Goonesekera, Faculty of Law, University of Colombo
11)	Vietnam	Ms. Ba Thanh Ngo, Vice President, Vietnam Lawyers Association, Hanoi
12)	Japan	Prof. Junko Torii, Seijo University 鳥居淳子
13)		Prof. Nisuke Ando, Kyoto University 安藤仁介
14)		Prof. Hisakazu Fujita, Kobe University 藤田久一
15)		Prof. Kim Dong-Hoon, Ryukoku University 金 東勲
16)		Prof. Sonoko Nishitateno,Tokyo Gaigo University 西立野園子
17)		Prof. Kohki Abe, Kanagawa University 阿部浩己
18)		Lecturer, Masumi Yoneda, Kyoto Women's College 米田眞澄
19)		Lecturer, Shin He-Bon, Aoyama Gakuin Univ. 申 恵手
20)		Lecturer, Misako Takizawa, Chubu Univ. 滝澤美佐子
21)		Prof. Sayoko Kodera, Osaka Int. College 小寺初世子
22)		Prof. Yasuaki Oonuma, Tokyo University 大沼保昭
23)		Prof. Yozo Yokota, Tokyo University 横田洋三
24)		Ms. Makiko Arima, President, Yokohama Women's Forum 有馬真喜子
25)		Ms. Yoko Hayashi, lawyer, 林 陽子
26)		Prof. Hiroko Hashimoto, Jumonji Gakuen Univ. 橋本ヒロ子
27)		

INTERNATIONAL EXPERT MEETING

DATE:	14-16 September 1999 (arrival on 13, departure on 17)
PLACE:	Kyoto International Conference Hall、Kyoto, Japan
PARTICIPANTS:	Experts (10 from abroad; 10 from within the country)
THEME:	Expert Meeting on Women's Human Rights under Armed Conflict

BACKGROUND

The Asian Women's Fund was established in July 1995 as a result of sincere efforts taken by both the citizens and the Government of Japan, in order to express atonement and offer support in alleviating, as much as possible, pains inflicted upon those victimized women who were forced to become 'comfort women' through involvement of Japanese military during W.W.II. At the same time, recognizing that prevailing attitudes of discrimination and violence against women are part of the background to the suffering inflicted on the 'comfort women', the Asian Women's Fund actively addresses the contemporary issues of women, such as violence against women under civil, ethnic and religious conflicts. As a part of the efforts, the Fund initiated in its own entity in 1997, a study group on the 'women's human rights under armed conflict'. The forthcoming International Meeting will concentrate on deliberations by experts, of how not to repeat the atrocities against women under situations of civil, ethnic and/or religious conflicts, as well as of how to be considerate to the gender aspect in the process of peace-building after a conflict.

Despite the efforts taken by the international society for a long period of time to illegalize the act of war itself, unchanged pattern of violence against women under armed conflicts still continue repeatedly in many parts of the world. Today, there are various attempts that have been made to recover and restore the human rights of women victimized by atrocities of wars, and to realize reconciliation between two parties, "victims" and "perpetrators". Presently, the world attention is drawn to a point, whether or not being effective and capable to fulfil the human rights of women in the light of the new and innovative efforts of the International Criminal Court. It is to indict and punish individuals if and when they have committed a crime against humanity under armed conflict. Moreover, because of a long standing effort taken by women's groups, the violence against women under armed conflicts is now defined clearly as crimes against women's human rights. This has in turn made it possible for the society to question and re-examine the existing structure of legal and social systems at national level, apart from the international framework.

The Asian Women's Fund intends to contribute to a new framework on conflict resolution beyond "punishment" and "compensation".

OBJECTIVES

The objectives of this Expert Meeting are to discuss effective measures concerning the empowerment of the victimized women under armed conflicts and to formulate proposals that will lead to a concrete preventive actions in the field concerned. At the same time, through new ways and means of conflict resolution considered during the meeting, the Asian Women's Fund hopes to contribute to bringing the peace-building process with gender-sensitivity.

1) How to protect human rights of women under armed conflict and to empower them?
2) How to realize the reconciliation and to assure "gender-sensitive" peace processes?
3) To find effective way to resolve conflict as well as measures to prevent future victimization of women.

TENTATIVE SCHEDULE

13 September	arrival	(Kyoto International Conference Hall Lodge)
14 September	AM	Opening/Keynote Speech on "Human Rights of Women under Armed Conflict – Never Repeat Atrocities again Women"
	PM	Discussion - "How to protect women under armed conflicts"
15 September	AM	Discussion – "How to support and empower victimized women"
	PM	Discussion – "How to realize the gender sensitive peace processes"
16 September	AM	Closing
	PM	Open Forum, Symposium on "Violence Against Women"
17 September	departure	

VENUE & CONTACT

Expert Meeting	September 14, 15, and 16 morning (Kyoto International Conference Hall, Meeting Room)
Open Forum	Thursday, September 16, afternoon (Kyoto International Conference Hall, Conference Room)
Accommodation	September 13-16, 1999 (Kyoto International Conference Hall Lodge)
Kyoto International Conference Hall and Lodge	Takaragaike, Sakyo-ku, Kyoto, Japan 606-0001 Phone: 81-75-705-1234 Facsimile: 81-75-705-1100
Asian Women's Fund	2-17-42 Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 107-0052, Japan Phone: 81-3-3583-9322, Facsimile: 81-3-3583-9321 e-mail: matsuda@awf.or.jp

戦後補償実現！ＦＡＸ速報 No.268.99.6.10.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク　■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX:０３（３２３７）０２８７　■TEL:０３（３２３７）０２１７
■受信料：月額1000円（切手可）　■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 ■ ＊E-mail cfrtyo@aol.com

◆ＩＬＯ総会で「慰安婦」議題取り上げめぐって攻防。連合が反対し、副議長声明で収拾

６月１日から７日までジュネーブで開催されたＩＬＯ総会（国際労働会議）で、今年３月に出された条約勧告適用委員会年次報告を受けて、「慰安婦」「強制労働」問題の取扱いをめぐり今年も白熱した論議が展開された。総会議題の個別ケース（今年は23ヵ国25件）として「慰安婦」問題を取り上げるかどうかを討議した３日の労働者側会合でオランダ、インド、ドイツ、韓国の労働組合代表が総会で日本の「慰安婦」「強制労働」問題を取り上げることを主張し、スウェーデン、日本が反対、パキスタン、フランスが中立的な発言を行った。「全会一致」の原則に基づき、総会議題となることは見送られたが、代わりに「専門家委員会のアドバイスを受け、日本政府が具体的なアクションを取るよう」促し、被害女性たちの要求に応える謝罪と補償を求める副議長コメントが出された。日本の連合は中嶋自治労国際局長らが「ＩＬＯは現在の問題を取り上げるのが基本で、議題には不適切」と主張、「国民基金」の受取者が126人に達したことを強調し、「ナチとはケースが違う」と強く反対した。総会には被害者を代表して韓国の金殷禮(ｷﾑ･ｳﾝﾚ)さん、フィリピンのアモニタ・バラハディアさんも傍聴、ロビーに参加し、４日には日韓の労組関係者、韓国挺身隊対策協議会、リラ・ピリピーナ代表とともに会場入り口でビラをまくなどして、早期解決への協力を訴えた。(6/4NLCｼﾞｭﾈｰﾌﾞ発)

◆マクドゥーガル国連人権小委特別報告官来日。被害者、弁護士、議員らとも意見交換

国連人権小委員会（差別防止・少数者保護小委員会）「武力紛争時の性暴力」についての特別報告官ゲイ・マクドゥーガルさんが５月31日日本弁護士連合会などの招きで来日。１日東京ウィメンズ・プラザ、２日弁護士会館で開かれた講演会とシンポジウムで、昨年８月に発表した報告書と勧告の内容などについて直接説明し、勧告の実施を訴えた。また短い滞在中に被害者の宋神道さん、関係弁護団、ＮＧＯからのヒヤリング、国会議員との懇談なども行い精力的に情報収集・意見交換を行った。３日から６日までは韓国を訪問、韓国挺身隊問題対策協議会などが主催した国際シンポジウムに出席、基調報告などを行った。(6/2毎日、3朝日、4JapanTimes・朝日ほか)

◆香港軍票の被害者ら小渕首相に軍票被害の早期解決を要求する書簡を発表。判決は17日

香港索償協会代表で香港軍票訴訟原告団長の呉益興(ｸﾞ･ﾔﾋﾝ)さんらは７日香港で記者会見を行い、3500家族の軍票被害者を代表して小渕首相に第２次大戦中に香港ドルから軍票に強制的に交換させられた約５億４千万円相当の軍票の交換・返還を求めるアピールを発表した。現在額で総額 110億香港ドル（約1740億円）の支払いを求めるもので、「これは通貨・軍票の交換問題であり、補償ではない。日本政府は台湾からの要求（確定債務の１20倍での返還）には応じているのに、香港市民の要求は無視しているのはダブルスタンダ

ード（二重基準）だ」と述べた。書簡は10日香港の日本総領事館に届けられる。なお、香港軍票訴訟の判決は17日（木）10:00~東京地裁626号で行われるが、請求棄却の場合も控訴すると言明した。(6/8Japan Times)

◆台湾元「慰安婦」約10人7月14日提訴へ

第２時大戦中、台湾や中国本土、東南アジア各地に連行され被害にあった台湾の元「慰安婦」約10人が日本政府を相手どって謝罪と補償を求める訴訟を７月14日に起こすと８日台湾元「慰安婦」弁護団が発表した。提訴日には原告代表も来日する予定。(6/9朝)

◆<訃報>フィリピン元「慰安婦」ワニタ・ハモットさん逝去：フィリピン元「慰安婦」で裁判の原告ワニタ・ハモットさんが５月31日マニラ郊外マルキナの自宅で乳癌のため亡くなった。92年秋にロサ・ヘンソンさんの呼びかけに励まされ最初に名乗り出たグループの１人。96年８月に「国民基金」を受け取ったがホテルで開かれた贈呈式には出席を拒否。自宅を訪れた日本大使館員に「日本政府からの補償ではないので、今後も国家補償を求めて闘う」と述べ、その後も大使館前での抗議行動などの先頭に立っていた。昨年から闘病生活を続け、容態が案じられていた。享年75歳。補償請求裁判の原告46人中８人が亡くなっとことになる。(6/1LILA) 中国人被爆者由明哲さん逝去：45年８月に広島で被爆し、手当を受けて生き残った中国人元留学生の由明哲さんが５月20日北京市内の病院ですい臓癌のため亡くなった。50年に帰国、中国人民大学や北京工業大学で教授を勤め、国交回復後の81年に広島県議会の招きで広島を訪れ、被爆手帳を取得していた。享年86歳。当時広島に十数人いた中国人留学生の内生き残ったのは５人だったが、由さんの死去で残る生存者は２人になった。(6/3朝) サハリン先住民族戦没者遺族会代表キム・ユンシンさん逝去：サハリンの少数民族ニブヒの女性でサハリン先住民族戦没者遺族会代表のキム・ユンシンさん（日本名カトウ・マサコ）が５月28日ロシア・サハリン州ポロナイスクの自宅で脳溢血のため亡くなった。戦時中に日本軍に召集されたいとこが戦犯としてシベリアに抑留され、死亡。94年に先住民約20人で遺族会を結成し、95年来日。当時の五十嵐官房長官に先住民族戦没者への補償を訴えた。享年65歳。(5/31朝・毎)

■<案内>フィリピンのロラたちと交流しましょう！

６月13日（日）13:30~豊島区民センター－第２会議室（池袋）、ビデオ「教えられなかった戦争・フィリピン編」上映、フェリシダッド・レイエスさんの話ほか、参加費=1500円。連絡先＝フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会T03-3971-8959、F03-988-0808

■<案内>日本軍「慰安婦」・強制労働国連ＮＧＯ連絡会

６月16日（水）19:00~星陵会館1F会議室Ｃ（永田町）、ＩＬＯ総会報告ほか、会場費＝500円。連絡先＝同連絡会T03-3237-0217、F03-3237-0287

【裁判情報】◆オランダＰＯＷ訴訟控訴審始まる：５月25日オランダＰＯＷ訴訟控訴審第１回口頭弁論が東京高裁で行われ、原告代表のユングスラガーさんが昨年11月の東京地裁判決を批判する意見陳述を行った。◆三菱長崎被爆韓国人元徴用工金順吉さん控訴審結審：三菱長崎造船で被爆し、昨年亡くなった韓国人元徴用工金順吉(ｷﾑ･ｽﾝｷﾙ) さんの訴訟の控訴審が６月４日福岡高裁で結審した。判決は10月１日。●６月14日（月）11:00~731・細菌戦訴訟第９回公判、東京地裁103号（報告集会12:00~弁護士会館1006号）。●６月14日（月）15:30~フィリピン「慰安婦」・控訴審第２回公判、東京高裁812号（報告集会16:00~弁護士会館1006号）。●６月17日（木）10:00~香港軍票補償請求訴訟判決公判、東京地裁626号

戦後補償実現！ＦＡＸ速報 No. 269. 99. 6. 20.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク　■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX：０３（３２３７）０２８７　■TEL：０３（３２３７）０２１７
■受信料：月額1000円（切手可）　■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 口　*E-mail cfrtyo@aol.com

◆香港軍票訴訟、東京地裁戦争被害認定し、個人請求権認めず。官房長官は検討中と発言

６月17日東京地裁（西岡清一郎裁判長）は香港索償協会主席呉益興（ｸ･ﾔﾋﾝ）さん(66)ら香港の住民17人が93年８月に起こした香港軍票の交換・補償を求める請求（請求総額７億6866万４千円）について判決を言い渡した。判決は、被害は戦争被害であると認定したものの、ハーグ陸戦条約第３条による個人請求権は認めず、債務不履行による損害賠償請求権、憲法29条による損失補償義務、民法・国家賠償法による不法行為責任の賠償義務などすべて否定し、「損害の補填は最終的には立法政策の問題」として原告の訴えを退けた。来日して判決を聞いた原告代表の呉さんは、「悲しいというより怒りを感じる。私たちの父祖が築いた富を強制的に軍票に交換し、いまも換金しないというのは、詐欺だ」と述べ、控訴すると表明した。請求は棄却されたものの、全体として損害が戦争被害として認定され、ハーグ条約についても詳細な検討が行われいる点などを弁護団（内田雅敏団長）は評価している。(6/17各夕刊)一方、野中官房長官は、同日の記者会見で、判決は「政府の一応の主張が認められたと判断すべき」としながら、「難しい問題もあるが、20世紀を締めくくるにあたる問題点として、さまざまな観点からできるだけ対応していくことを内閣官房で検討、努力している」と述べ、内閣外政審議室で軍票問題を含む戦後補償問題への対応策を検討していることを言明した。「日韓関係でも、国と国の間で処理され、個人補償は『これを承知しない』と整理してきたが、個別個人的な問題は訴訟の場に出ている。これは戦後の積み残した、わが国が考えなければならない問題だ」と未解決の課題との認識を強調した。(6/17朝)東京新聞は19日社説で判決を取り上げ、戦後補償への総合的取り組みを強く促した。(6/19東京)

◆戦争被害調査のための「国立国会図書館法改正案」まとまる。国立公文書館法も成立

超党派の国会議員110人でつくる「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟（会長＝鳩山由紀夫衆院議員・浜四津敏子参院議員）」は11日総会を開き、検討を重ねてきた「国立国会図書館法改正案」を最終的にまとめ、了承をとりつけた。国立国会図書館内に「恒久平和調査局」を設けて調査にあたるという内容で、新たに恩給欠格者、シベリア抑留・引き揚げ者、原爆被害者ら被害救済が十分でない日本人の実態調査を項目に追加した。同議連幹事長の田中甲衆院議員は「補償でなくあくまで調査が目的」と強調している。同案は各党の政策調査会や国会対策委員会などの了承を取り付けた上で、今国会への提出をめざす。(6/11朝、12朝) なお、国の行政機関での保存期限が過ぎた公文書のうち、歴史的価値があると判断されたものを保存・公開する国立公文書館法案が15日衆院本会議で全会一致で成立した。(6/15・16各紙から)17 日通常国会は、８月13日まで57日間会期延長された。(6/18各紙から)

◆宮崎県議会紛糾の末、「慰安婦」教科書記述削除を求める意見書採択

19日未明に開かれた宮崎県議会（定数45人）本会議は、中学校の教科書から「従軍慰安婦・強制連行」の記述の削除を国に求める「中学校社会科歴史教科書正常化に関する意見書」案を賛成多数で可決した。昨年12月に元軍人らでつくる日本郷友連盟宮崎支部が出した「意見書提出を求める請願」が採択されたのを受けたもので、32人の多数を擁する自民党と他の５会派が対立。16日の議会運営委員会は、本会議上程に反対する社民、公明、民主の各委員が退席し、自民だけの賛成で決まった。反対する５会派の11人全員が質疑・討論に立ち、会期を１日延長して18日の深夜に採決された。意見書は小渕首相らに送付される。県議会の意見書採択は97年６月の茨城県についで全国では２番目。「是正」を求める意見書は香川・千葉県から、「適切な措置」を求める意見書は長崎など４県から出されている。（6/19NHK、共同、朝日・毎日ほか）

◆被団協、米国の原爆投下を告発・謝罪を求めていくことを決定

被爆者の全国組織「日本原水爆被害者団体協議会」（日本被団協）は9･10日の総会で、米国の原爆投下を「20世紀最大の犯罪」として告発し、謝罪を求めていくことを運動方針に新たに加えることを決めた。（6/11朝日）

◆独「国防軍犯罪展」各地で80万人が入場。「国防軍神話」覆し、元兵士の内面も照射

ドイツの民間研究機関ハンブルク社会研究所が95年以来ドイツとオーストリアの30以上の都市で巡回開催してきた「絶滅戦争、国防軍の犯罪1941-45」展が７月11日ハンブルクで終了するが、80万人を越える入場者が、独国防軍が捕虜虐待やユダヤ人迫害に関与したことを示す写真や証言に接し、国防軍はナチスの犯罪に加担しなかったという「国防軍神話」を覆す真実を知る機会を提供した。レームツマ研究所長らは、元兵士たちは加害者であっただけでなく、強いられた犯罪の記憶にいまだ苦悩する「被害者」でもあり、個人の内部でも記憶をめぐる闘争が終結しない状況があると指摘した。今後も別のＮＧＯが展示を継続する予定で、すでに独内外の60都市から照会がきているという。（6/17朝日夕刊）

■<案内>歴史の事実を明らかに！全国キャンペーン・スタート集会

６月26日（土）14:30~日本キリスト教会3F会議室（早稲田）、基調報告、地域の取り組み報告、メッセージ、参加費=500円、呼びかけ＝戦争被害調査会法を実現する市民会議T/F03-3288-2560

■<案内>学習会「『もうひとつの歴史』入門編」第８回

６月26日（土）18:30~東京ウィメンズプラザ2F（表参道）、テーマ：「『慰安婦』問題とは？－「慰安所」設置から敗戦まで－」、参加費=300円、主催＝「もうひとつの歴史館・松代」建設実行委員会T043-256-1356、F043-253-5640(黒崎)

■<案内>元日本軍「慰安婦」が語る歴史の真実<宋神道さんの証言>

６月27日（日）13:00~ピフレホール（神戸・新長田）、ハルモニの絵画展、ビデオ上映、コリアン青年民族文化公演も、入場＝千円(前売800円)、主催＝在日韓国青年連合尼崎・西神戸T06-6762-7261、F06-6762-7262

【裁判情報】●６月25日（金）11:20~平頂山事件訴訟第９回公判、東京地裁709号（終了後報告集会、弁護士会館1002号)。●６月28日（月）15:30~花岡裁判控訴審第６回公判、東京高裁812号（終了後、弁護士会館で報告集会）。●６月29日（火）11:00~光州千人訴訟控訴審公判、東京高裁810号。　　［掲載希望情報は日時、法廷名を電でお寄せ下さい。］

戦後補償実現！ＦＡＸ速報 No. 270. 99. 6. 26.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク　■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX:０３（３２３７）０２８７　■TEL:０３（３２３７）０２１７
■受信料：月額1000円（切手可）　■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 ■ ＊E-mail cfrtyo@aol.com

◆ドイツ政府がナチ強制収容所米国人被害者235人に22億円を米政府をとおして支払い

米国務省は６月21日、第２次大戦中にナチスの強制収容所に入れられた米国人の生存者235人にドイツ政府が補償金約1800万米ドル（約22億円）を支払うことに合意したと発表した。補償金額は収容期間によって異なり、１人平均７万６千ドル（約 920万円）。収容所被害の米国人がドイツ政府を相手どって補償請求裁判を起こし、95年に11人が合計 210万ドルを米国政府をとおして受け取ることで合意したが、米司法省対外請求解決委員会(FCSC)は他の該当者にも名乗り出るよう呼びかけ、強制収容の米国籍被害者に限定してドイツ政府と交渉していたもので、今回は２回目（最終）の支払い。戦後の米国籍取得者や戦争捕虜は対象外で、97年９月までに申請した人が対象。独政府はすでに今月９日米財務省に補償金を送金し、米政府が生存者への支払い業務を行う。個人請求を受けて米国政府が独政府と直接外交交渉してきたわけで、「外交的には完全かつ最終的に解決済み」として政府間交渉を避けてきた日本政府や政府の関与に消極的だった他の被害国政府を動かす先例となる可能性もある。（6/22ｼｶｺﾞﾄﾘﾋﾞｭｰﾝ､23毎日）

◆米カリフォルニア州議会に第２次大戦中の戦争被害への対日謝罪・補償要求決議提案

22日米カリフォルニア州議会にマイク・ホンダ議員が第２次大戦中の日本軍による戦争犯罪に関する27号決議案(AJR27) を提出した。中国、フィリピン、インドネシア、グァム、マーシャルなどで行われた虐殺、性奴隷、強姦、虐殺、細菌戦、強制連行、捕虜虐待などについて日本政府による明確な公式謝罪と被害者への補償を要求したもので、米連邦議会にも同様の決議を、大統領にも適切な行動を取るよう求めた内容。93年に国際法律家委員会(ICJ) が「慰安婦」問題について勧告を行ったが、日本政府は何一つ応えていないと厳しく批判している。米、フィリピン下院でも同趣旨の決議が提起されている。（6/25ICR）

◆元軍属在日韓国人補償請求訴訟、大阪高裁和解勧告を国側が拒否し、決裂。10月判決へ

旧日本軍軍属として徴用され負傷した在日韓国人姜富中(ｶﾝ･ﾌﾞｼﾞｭﾝ､79)さんが、日本国籍がないのを理由に援護法に基づく障害者年金が支給されないのは違憲として、国が年金請求を却下した処分の取消しを求めた訴訟の控訴審で大阪高裁（松尾政行裁判長）が和解勧告（本紙266号参照）を行い注目されたが、21日行われた第１回和解協議で国側は「いかなる和解も受入れられず、検討の余地もない」と裁判所の勧告を全面拒否。裁判所の所見や和解案も示されないまま決裂した。話も聞かないままでの和解拒否に裁判所も「残念。裁判所の考えは判決（10月15日）で示す」と述べた。戦後補償裁判初の和解勧告で、原告側や支援者の間で期待が高まっていただけに、姜さんも落胆。「胸がつまってうまく話せない。人間の態度とは思えない」と記者会見で国側の態度を強く批判した。（6/21朝､22各紙から）宮下厚生大臣は22日「和解で援護法の体系を変えるわけにはいかない。行政訴訟なので、あ

あくまでも訴訟で闘う」と述べた。(6/22朝日)26日付読売新聞は、在日韓国人らへの戦後処理問題について内閣外政審議室に検討を命じた野中官房長官の積極姿勢に対し、「決着済み」を主張する官僚は冷ややかな反応で、政府検討作業は暗礁に乗り上げていると報じた。

◆政府、沖縄戦の資料を収集・調査、公開へ

野中官房長官は23日那覇市で、沖縄戦に関して政府が保管している公文書などを収集・整理し、国民に公開する考えを明らかにした。沖縄戦については、研究者や沖縄県の調査はあるものの犠牲者数も確定していず、政府としての全体的な調査や公式見解は出されていない。早ければ来年度予算に調査費を計上し、沖縄開発庁を中心に関係省庁、沖縄県が協力し、公文書の調査にあたる。有識者の懇談会も設置し、検討する予定。一方で野中長官は「沖縄戦の実態について一般の理解に資するためであり、新たな事実を解明しようという目的ではない」とも述べた。(6/23朝日、24朝日・読)

◆小学校教科書検定、文部省指導強め、「国旗・国歌」明記、天皇写真掲載。表現訂正も

来春から小学校と高校高学年で使われる教科書の検定結果を24日文部省が発表した。小学校６年用社会科全教科書に天皇の写真が掲載され、「検定意見」や「参考意見」で「日の丸」「君が代」が国旗・国歌であることが明記させられるなど文部省のチェックと指導が強化された。「慰安婦」「戦後補償」についての記述も、削除・抽象化されたり、限定的な表現に変えさせられている。(6/25各紙から)

◆軍医学校跡地の人骨、死者としての扱いを厚生省に申し入れ

「軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会」（代表＝常石敬一神奈川大学教授）は23日、1989年に新宿区戸山の国立予防衛生研究所（当時）建設現場で発見された多数の人骨について、「発見後10年たつのに死者としての扱いを受けていない。人道的な見地から追悼の意を表明してほしい」という内容の申し入れを厚生省に行った。(6/24朝日)

◆中国人強制連行生存者・遺族が来日。大館慰霊祭、花岡控訴審、合同追悼会などに出席

24日中国から花岡事件の生存者白計須さん(74)、遺族の楊彦欽さん(66)、魏書臣さん(69)、三井万田鉱に強制連行された被害者遺族の王起禎さんが来日した。26・27日大館シンポジウム、28日花岡控訴審公判(15:30~ 東京高裁812号、16:00~報告集会／弁護士会館508号)、30日大館市「慰霊祭」、７月３日合同追悼会（下記参照）に参加する予定。

■<案内>731 部隊・南京大虐殺証言集会：南京大虐殺・無差別空爆の被害者を訪ねて

７月２日（金）18:30~豊島勤労青少年センター3F大会議室（大塚）、講演＝早乙女勝元、スライド＝大谷猛夫、資料代=300円。主催＝731 部隊・南京大虐殺証言集会実行委員会T03-3942-8591、F03-3942-8593

■<案内>7.7.盧溝橋事件62周年記念・７・３中国人強制連行殉難者合同追悼会

７月３日（土）13:30~シニアワーク東京・地下講堂（飯田橋）、花岡事件生存者・遺族の証言、同弁護団報告、関係団体挨拶など、参加費=500円。主催＝７・３中国人強制連行殉難者合同追悼会実行委員会T03-3503-8588、F03-3651-3499

■<案内>フィリピン・マパニケ村で起きたこと－戦時下の集団レイプ事件を考える②

７月４日（日）13:30~シニアワーク東京・地下講堂（飯田橋）、講師＝内海愛子、石田甚太郎、参加費=500円。主催＝ノーモア「マパニケ」の会T/F03-3448-0474(岡野)

【裁判情報】●７月５日（月）10:00~対日民間法律救助会不法行為責任存在確認訴訟公判、東京高裁822号。●７月６日（火）13:30~日鉄大阪裁判第７回公判、大阪地裁202号

慰安婦と戦場の性

秦　郁　彦

新潮選書

慰安婦と戦場の性

新潮選書

9784106005657

1920321016001

ISBN4-10-600565-4

C0321 ¥1600E

定価：本体1600円（税別）

「慰安婦問題」のバランス恢復　嶋津格（法哲学者）

本書は、慰安婦を「性奴隷」などと呼んでこの制度の異常さを強調する立場が描いてきた見方からはかなり外れたものである。慰安婦全体の人数は、軍専用に限れば、これまでよりもかなり少なく見積もられ、その中に占める朝鮮人慰安婦の割合も、日本人慰安婦のそれよりもずっと少なかった、とされる。その「労働条件」も当時の水準（内地遊廓との比較）からして、喧伝されているよりもましなものだった、というのである。そして、日本兵士の性を他の西欧諸国の軍隊における兵士の性と比較するための資料も、これまで以上に広く挙げられている。このような結論を導くに際して、秦は、自らが国内外にわたって収集、調査した資料を駆使する歴史学的態度を堅持している。そして、その結果生まれた本書は、総合性の上で、既存の類書の水準を超えた、「慰安婦」及び「慰安婦問題」の百科全書ともいうべき力作になった。

これでやっと、冷静な遠近法の中で慰安婦問題を語る土俵が作られるのではないか。

慰安婦問題は嫌煙権論争に似ている。知的アプローチよりも情緒論、政治的思惑が先行して過熱気味の論争は今もつづく。問題の「ビッグバン」からすでに7年余、冷静、虚心に彼女たちの生態を、それも等身大でとらえるべき季節が来ている。第二次大戦期のアジアばかりでなく、古代から現代に至るタテ軸と洋の東西にわたるヨコ軸を交叉させての「慰安婦百科全書」をめざした。

著者

秦

郁

彦

¥1600

第一章　慰安婦問題の「爆発」　11
1　朝日新聞の奇襲　11／2　前史——千田夏光から尹貞玉まで　15／3　原告探しから訴訟へ　20／4　労働省局長の「失言」　23

第二章　公娼制下の日本　27
1　公娼制の確立　27／2　「身売り」の諸相　33／3　朝鮮半島の公娼制　40／4　「からゆき」さん盛衰記　47／5　戦時期の変容　53／6　戦中から売防法まで　58

第三章　中国戦場と満州では　63
1　上海で誕生した慰安所　63／2　性病統計をたどる　66／3　麻生軍医と楊家宅慰安所　71／4　南京虐殺と慰安対策　76／5　軍直営から民営・私物まで　80／6　二万人の娘子軍　84／7　漢口慰安所事情　90／8　関特演の慰安婦たち　94

第四章　太平洋戦線では　103
1　恩賞課が窓口に　103／2　南方渡航と輸送船　106／3　「性病天国」の南方占領地　110／4　北千島からアンダマンまで　116／5　慰安所規定は語る　118／6　敗走する女群——ビルマ　122／7　敗走する女群——比島　128／8　海軍の「特要員」　133／9　終戦と引揚げ　138

第五章　諸外国に見る「戦場の性」　145
1　前史　145／2　ドイツ　149／3　ロシア　152／4　英連邦軍　156／5　対独戦場の米軍　160／6　対日戦場の米軍　163／7　米占領軍とRAA　166／8　ベトナム戦争とその後　171

第六章　慰安婦たちの身の上話　177
1　韓国（上）——金学順、文玉珠など　179／2　韓国（下）——ほとんどが身売り？　189／3　レイプ型の多かったフィリピン　192／4　中国——山西省の慰安婦たち　198／5　台湾　206／6　インドネシア（上）——マルディエムなど　208／7　インドネシア（下）——

兵補協会のアンケート 214／8 オランダ——蘭人抑留女性の受難 216／9 沈黙する日本人女性 222

第七章 吉田清治の詐話 229

1 済州島へ 229／2 かつがれた朝日新聞 235／3 嘘で固めたライフ・ヒストリー 243

第八章 禍根を残した河野談話 249

1 キーワードは〝総じて〟 249／2 怒号のなかの聴きとり 252／3 当事者の告白 255

第九章 クマラスワミ旋風 259

1 国連人権委を舞台に 259／2 ク勧告——熱烈歓迎の声 262／3 学生レポートなら落第点 265／4 元慰安婦の身の上話は 273／5 ジュネーブの攻防戦 277／6「留意」の解釈論議 282

第十章 アジア女性基金の功罪——現状と展望—— 287

1 怒号のなかの誕生 287／2「償い金」の行方 292／3 窮地に立つ基金 298／4 韓国 302／5 北朝鮮 307／6 台湾 309／7 中国 311／8 フィリピン 312／9 インドネシア 314／10 オランダ 317／11 マレーシア、シンガポール 317／12 パプア・ニューギニア 318／13 ミクロネシア 320

第十一章 環境条件と周辺事情 321

1 国連と国際NGO 321／2 日本の支援運動 329／3 報道機関の論調 336／4 戦後補償の法論理 341／5 関釜裁判と慰安婦訴訟 344／6 フェミニズムの乱流 350

第十二章 七つの争点——Q&A 357

Q1「慰安婦」か「従軍慰安婦」か？ 358

Q2 女子挺身隊と慰安婦の混同 366
Q3 慰安婦の強制連行はあったか？ 377
Q4 慰安婦はどのように集められたか？ 382
Q5 慰安所の生活条件は過酷だったか？ 390
Q6 慰安婦は何人いたか？ 397
Q7 慰安婦の民族別構成は？ 408

付属資料 411
あとがき 428
図表索引 435
索　引 444

慰安婦と戦場の性

十九日の決議は「拒否」も「留保」も消えたので、実質は「ク勧告に従え」となったものと解す。よって私は百パーセント満足している。今後は特別立法と国際仲裁裁判へ持ちこみたい。基金の活動を停止させたい。

高嶋たつ江（フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会事務局長）　カトリックのシスターなど女性十二人のチームを組み、一か月近くジュネーブでロビー活動をした。日本政府がフィリピンを切り崩しそうなので、私ははりついていた。四月十八日、南北朝鮮、フィリピン、台湾の五つの支援団体が、アジア女性基金からの受け取り拒否をジュネーブで合意し宣言したのは成果と考える。

第十章　アジア女性基金の功罪——現状と展望——

償い金を受け取るなとも
受け取れとも言わない
——金大中——

1　怒号のなかの誕生

一九九六年春のクマラスワミ旋風のあと、慰安婦問題はアジア女性基金の「償い金」給付活動をめぐって展開した観がある。そこで基金の誕生から最近に至るまでの活動状況を功罪両面から概観しておきたい。

ついで次章で、国別、関係アクター別の動向をたどり、とりあえずの歴史的な位置づけについても総括してみたいと思う。

アジア女性基金が設立されたのは、戦後五十年にあたる一九九五年七月で、理事長に原文兵衛（前参議院議長）、理事長代行に有馬真喜子（ジャーナリスト）が就任したが、誕生までには多少の曲折があった。[1]

河野官房長官談話（九三年八月）や慰安婦問題への反省とお詫びを表明した村山首相談話（九四年八月）を受けて与党三党（自民、社会、新党さきがけ）の戦後五十年プロジェクトで、慰安婦救済のための民間基金構想が浮かんだのは九四年夏頃である。

推進役と調整役を果したのは社会党出身の五十嵐広三官房長官と外務省出身の谷野作太郎内閣外政審議室長だった。

野党時代の社会党は戦後処理を被害者に対する個人補償で行うべきだと主張してきた。NGOと連係した左派

や女性議員のなかには、「強制連行」などをふくめた包括的戦後補償基金を特別立法で設置すべきだとの意見も強かった。

しかし最大与党の自民党や外務省などは、「賠償」「財産請求権」の問題は台湾、北朝鮮を除き、関係国との間で法的に処理済みであるとして強く反対した。

夏から秋にかけ、プロジェクトの慰安婦問題等小委員会（三党の混成、座長は武部自民党議員）は行きつ戻りつの論議を重ねたが、個人補償はせず、救済の対象を元慰安婦だけに絞ることとし、法的整合性を確保するため国民からの募金による「民間基金」という形で決着させることにおちつく。

三党合意書と呼ばれ十二月七日に発表された小委員会の「第一次報告」は、慰安婦問題について「女性の名誉と人権を深く傷つけるものであった」との認識から、「我国としては、道義的立場から、その責任を果たさなければならない」として、「これら元慰安婦の人たちに対してお詫びと反省の気持ちから国民的償いをあらわす」ことを表明している。

具体的には、国民参加の「基金」を設立し、「被害者に直接お役に立つ形」で、既存の公益組織（日本赤十字社を想定）を通じ必要な措置（見舞金の支払い）をとるとした。さらに慰安婦だけに限定せず、女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に向けた活動の支援（いわゆる尊厳事業）もあわせて進めることとし、政府に対し「基金」への拠出をふくめ全面的な協力をするよう要請している。

政府の協力とは、基金運営のための事務経費の支出を意味していたが、少しおくれて政府負担の「医療・福祉援助」が上積みされることになった。実質的には国家補償と民間募金の相乗りに変ったと言えよう。

しかし設立前から韓国の挺対協が「法的責任を回避しようとする不道徳で欺瞞的なもの」と強硬な反対意見を表明、内外の支援組織も次々に同調して、あくまで国家補償で行けとするキャンペーンを強める。

そうした風潮に遠慮してか、韓国など関係各国政府の基金構想に対する反応は、歓迎とも反対ともつかず明確を欠いた。この点はわが国の主要マスコミも同様だったと言ってよい。

問題は、基金構想の推進者だった大沼保昭東大教授でさえ「現に彼女たち（元慰安婦を指す）から批判の声が聞こえる。支援団体も反発している。私自身不満は強い。しかしそれでも、今、これをやらなければならない」（読売新聞「論点」九五年六月二十八日付）と論じたように、関係者のほとんどが不満足な気持を捨てきれず、対決ム

〈図10－1〉アジア女性基金の組織図

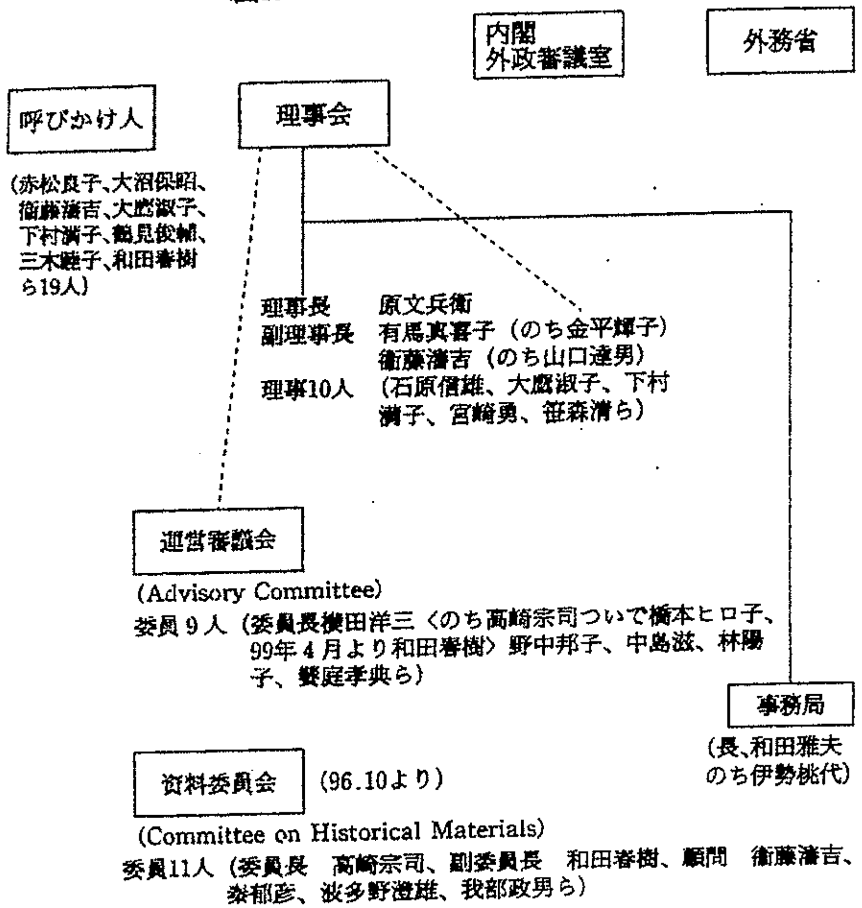

ードが充満するなかで、見切り発車した点にあったろう。

九五年六月十四日、五十嵐官房長官は「女性のためのアジア平和友好基金」（仮称）の設立構想を正式に発表した。

事業内容、政府の支援方式も紹介され、七月十八日には(2)三木睦子、大沼保昭、和田春樹ら十九人の「よびかけ人」による「よびかけ文」と、首相の「ごあいさつ」も発表された。

その後の加除をふくめた主な事業内容は、(1)国民からの募金による「償い金」を元慰安婦たちへ支給、(2)彼女たちの医療・福祉事業への政府の拠金（十年計画で七億円）、(3)歴史の教訓とするための歴史資料整備、(4)今日的な女性問題への助成事業（いわゆる尊厳事業）の四本柱とされた。

(2)(3)(4)は政府予算だが、前述したように基金運営のための事務経費もまた政府の補助金であり、九五年度には四・八億円、九六年度は六・三億円、その後は四億円前後が交付されている。

九五年八月に正式発足した「女性のためのアジア平和国民基金」（略称はアジア女性基金）の理事長には、原前参議院議長が就任した。五十嵐回想録によると、大沼教授とつれだって、参議院議長を引退する予定の原を口説いたという。この三人は高木健一弁護士とともに、サハリン残留朝鮮人の帰国支援事業を実現させた因縁で結ばれていた。

次に基金の仕組みを概説すると、図10―1に示したように、理事長の下に副理事長一人（のち二人に増員）を置き、意思決定機関としての理事会、実務を担当する運営審議会と事務局から構成されている。

実際には、理事会、運営審議会に呼びかけ人の一部を加えた三者懇談会で基金は運営されてきた。三者懇の顔触れから見当がつくように、基金の幹部は事務局員をふくめ官僚OB、政党、労組、フェミニズム団体、人権派NGOなどの混成で、本来は国家補償派に属していた人が少なくない。

彼らは以前の仲間から「政府の手先」「恥知らず」「裏切者」などと指弾されたが、それがかえって「償い金」給付へ向けての執念を支えるバネになった面も否定できない。

また基金に身を置きながら、国家補償派の立場を半公然と使い分ける人も少なからずいた。たとえば高崎宗司は、二代目の運営審議委員長として給付事業の中枢にいた九六年十二月に刊行した『検証日韓会談』（岩波新書）の最終ページに、「国内法として〈補償法〉を制定する

なりして、元〈慰安婦〉などに補償することが必要であろう」と論じていた。基金の大原則に真向から背反する主張で、本籍の国家補償派に対する「身の証し」と受けとられてもやむをえないだろう。

ところで設立から約一年、基金は「償い金」の原資となる募金キャンペーンに忙殺された。九五年八月十五日、全国紙六紙に「よびかけ文」と村山首相の「ごあいさつ」が全面広告で掲載された。

全閣僚がそれぞれ一〇万円を、五十嵐は官房長官の退職金全額を寄付すると表明、その日のうちに一四五五万円の拠金が集まり、八月末には募金額は三七八八万円に達した。個人では中国戦線の兵士だったという八十一歳の会社社長が匿名で寄付した一千万円が最高額とされる。

目標額はまず二〇億円、ついで一〇億円と設定されたが、当初予定していた日本赤十字社に断られたこと、財界が熱意に欠けたこともあり、伸び悩む。それでも年末には一億円を突破し、基金の財団法人化、新聞広告、免税措置もあって九六年六月には四億円の大台を超え、給付開始のメドがついた。

その後は伸びがとまり、企業や自衛隊員への半強制的割り当てをふくめても、九八年末現在で四億八三〇〇万円にとどまっている。

当初目標にははるかに及ばないが、反基金派の猛烈な阻止運動もあって受領者が一〇〇人ぐらいにしかならず、資金不足どころか、募金の過半が事実上の凍結状態という皮肉な事態を招いている。

注(1)　経過については大沼保昭他編『「慰安婦」問題とアジア女性基金』（東信堂、一九九八）に収録された関係者三十数人の寄稿、座談会記事、五十嵐広三『官邸の螺旋階段』（ぎょうせい、一九九七）、『アジア女性基金NEWS』の各号（11号まで発行）を参照。

(2)　十九人のうち三木元首相夫人は、九六年五月辞意を表明、橋本首相を訪ね、国家補償に切りかえるよう申し入れた。三木は鶴見俊輔とともに、前年七月、基金設置反対を訴える呼びかけ人にも名を連ね、『世界』九五年八月号で編集長の質問に対し「二股かけたみたいなみっともないことをしでかしているのですが」と、対立する双方に名を連ねる矛盾を自認していた。

2 「償い金」の行方

設立から一年後の八月十五日を期して事業開始をめざしたアジア女性基金が、その前に決着をつけねばならぬ主な課題には次のようなものがあった。

1、「償い金」の一人当り支給額
2、医療・福祉援助からの上積み
3、認定
4、支給ルートの開拓

1については、対象者の数（表10－1参照）と募金総額の兼ねあいから未定のまま持ち越されていた。韓国、台湾と、物価の安いフィリピンなどに格差を設けるかどうかも問題となった。

国際法律家協会（ＩＣＪ）の一人四〇〇万円（九四年十一月の勧告）、慰安婦訴訟の二〇〇〇万円を参考に論議を重ね、金額が低いと受領を拒絶されはしないかとの心配もあって、基金は一律三〇〇万円を主張したが、政府側が難色を示し九六年五月、二〇〇万円におちついた。戦時中の日系人強制収容者へ米国政府が一九八八年に二万ドルを支払った先例を、国連筋から示唆されたのが決め手になったという。

二〇〇万円でも、想定していた三〇〇人への支給は無理なので、政府からの補塡が暗黙の前提となってのことである。

さらに五〇〇万円程度を期待していた韓国サイドに対応するふくみで、基金は国対国の援助方式を予定していた2の医療・福祉予算を前倒しして、現金で上積みするよう要請することにした。政府もすぐには承知しなかったが、翌年一月の支給にさいしては踏みきって、二〇〇万円に加え二二八万円が上積みされている。

他にも希望者が受領しやすいよう、国家補償を求めて裁判を起こしている「被害者」に取下げを条件にしないとか、彼女たちが母国政府から受ける生活扶助や一時金と重複してもかまわないとか、基金に押される形で政府は次々に譲歩を重ねていく。

3の認定も多少の議論はあったが、所属する国か委託された機関が認定すれば、無条件で対象者と見なす便法が採用された。不適格者が混っているとしても、責任は認定側にあるという論理である。

韓国政府は、基金の要請にもかかわらず「認定」した元慰安婦の氏名、住所、身上書などを現在まで提供していない。台湾も同様で、認定権を委ねられた婦援会は登録者に関する情報をまったく基金に伝えていない。

〈表10－1〉国別の名のりでた慰安婦と女性基金受給者

国名	人数(A)	人数(B)	備考	女性基金の受給者
韓国	164	152 (98/5)	ピーク時178人に達したが、韓国政府は、98年3月現在で158人、別に死亡34人と公表。	約30
北朝鮮	260	20 (98/7)	時期により変動、96年1月に216人と伝えられ、98年7月には41人（うち生存20）とされる。	
中国	11			
台湾	32	45 (98/7)	98年7月現在の婦援会認定者は45人、別に死亡者十数人とされる。	10
フィリピン	162	45	98年度現在で216人（うち死亡40）が名のり出て、うち45人を認定した。	約60
インドネシア	6,508	2万人以上	兵補協会への申告数は96年3月の締切時に22,234人、別にＬＢＨへの申告が96年10月現在で250人。	
マレーシア	8			
オランダ		約80？ (98/7)		
マーシャル		31	98年7月、ピエン訪日時の報告は31人。	
パプア・ニューギニア		16,161	98年7月、ラク訪日時の報告は16,161人。	
日本	0	0		0

（注）「人数(A)」はＮＨＫ調査（1995年12月13日放映のＥＴＶ特集）による名のりでた女性、「人数(B)」は最近の数字。

フィリピンの場合は、司法省が認定作業を担当しているが、基準については、一回かぎりのレイプや短期間の被害者は外していると伝わっている程度で、やはり詳細は不明のままである。

この方式で困るのは、日本人女性が申請してくる場合で、そもそも支給対象にするのかどうか、誰がどう認定するのかをふくめて適切な案が見当らなかったが、幸か不幸か、今までに名のりでた「元慰安婦」はいない。

最後の4については、九四年五月頃から対話チームを韓国、台湾、フィリピンの三国へ派遣して、政府、有力支援組織、マスコミなどと接触、支給ルートをどう設定すればよいか探りを入れた。ところが、先まわりした反基金派の議員やNGOなどが煽動したことも影響して反応は芳ばしくなく、支援組織に遠慮して政府もマスコミも乗ってくる気配は乏しかった。

とくに慰安婦たちとの直接コンタクトは、基金支持に転じた「ハッキリ会」——韓国遺族会系慰安婦グループを除き、不可能に近いと判断される。現地新聞の広告を通じて対象者へ呼びかける手法も考慮されたが、先方の世論を過度に刺激する可能性を懸念して踏み切れなかった（のちに実施）。

七月末になっても見通しがつかず、八月十五日の支給開始は延期せざるをえない、と思われた時点で、フィリピンの情勢が急転する。それまで基金に反対していた有力支援組織の「リラ・ピリピーナ」が、給付希望を申しでた元慰安婦の意向を尊重するという名目で方針を転換したのである。

フィリピン政府司法省も、それに応じ急いで認定作業を進め、第一号のヘンソンら四人の元慰安婦へマニラ駐在日本大使の立ち会いのもとに、八月十四日基金の有馬代表から二〇〇万円の「償い金」（別に医療・福祉の一二〇万円）が交付された。そのさい、「心からおわびと反省」を表明した橋本首相名義の手紙が添えられた。

その後も、フィリピンでは「償い金」の受給を望む元慰安婦が次々に出て、事業は順調に進んだが、台湾と韓国では難航した。台湾は、婦援会が基金との対話を拒みつづけ、韓国では、やはり基金との対話に応じない挺対協などが、九六年十月から「被害者」一人当り二〇〇万円を目標とする対抗募金に乗りだす。韓国政府も、支給していた生活保護費を九七年度から倍増する計画を発表するなど基金との対決姿勢を強めた。

こうした行きづまり状況をどう打開するか、基金内部の意見は分れた。韓国政府からの「しばらく静観してほしい」との要請に沿おうとする慎重論と、支給を強行し

ようとする積極論である。後者には国家補償派やフィリピン担当者への対抗意識から、意地でもお金を渡さねば、との思いもこめられていたようだ。

そこへ十二月、ハッキリ会系の金田きみ子が受給を申し入れてきた。それを機に強行支給の方向が固まり、九七年一月、基金の金平理事らはソウルで金田ら七人の元慰安婦へそれぞれ「償い金」に「医療・福祉」の初年度分を加えた計四二八万円を交付した。

挺対協などの妨害工作が予想されたため、韓国政府との事前協議抜きで潜行的に実施したため、支援団体と韓国マスコミは「買収工作」「奇襲、だまし」と非難し、七人はさまざまないじめに遭うこととなる。

その後も、潜行的な支給はつづくが、台湾の情勢はさらにきびしく、婦援会との連絡は断絶したまま、先住民族八人へ支給するにとどまっている。

韓国や台湾とは別の展開を見たのは、インドネシアである。基金発足の前後に兵補協会が元慰安婦の登録を呼びかけたところ、次々に登録女性が押しかけ、九六年三月締め切った時点で、実に二万二千人余が名乗りをあげた。戦中に駐屯していた日本軍の数に迫る人数であった。

多くても百人前後だった他国と比べて、二桁の差があり、基金が想定した「償い金」の範囲で賄える規模ではない。そのうち、登録者のなかには狭義の元慰安婦だけでなく、レイプなどの性被害者やチンタと呼ばれていた「現地妻」もふくまれているらしいとわかってきたが、仕分けや認定の方法もないままに、別の解決策が模索された。

その結果、日イ両政府の話しあいで、インドネシア社会省の実施する高齢者福祉事業に、日本政府が基金を通じて一〇年間に三・八億円を支出することとなり九七年三月、覚書が交換された。

具体的にはイ政府が経営する老人ホームに併設する形で施設を作り、「慰安婦」被害者を優先的に入所させるというもので、定員五〇〇人の五〇施設のうち、第一号は九八年一月、北スマトラのメダンに開設された。

兵補協会や「インドネシア法律扶助協会」（LBH）などの支援団体は、当然のことながらこの解決策に不満を表明したが、「元慰安婦を特定するのは難しく、仮に認定しても、被害者や家族の尊厳が傷つくので、個人には渡さない」と判断したイ政府が押し切った形になる。

中国、北朝鮮、マレーシア、パプア・ニューギニアなどへの対応策は、今後の課題として持ち越されている。

ここで基金に対する反対派の動向を概観しておくと、基金設置の前後にはかなり幅広く盛りあがった反対運動

も[1]、九六年春のクマラスワミ報告を頂点に弱まっていく。反対派の拠点となるはずだった社会党や有力労組が三党連立政権の枠組のなかで基金構想を推進する側へまわったこと、韓国政府をふくむ関係各国やク女史など国連関係者が一定の評価を示したことなどが影響したと思われる。

それでも、内外の支援組織やNGOの反対運動は必らずしも下火にはならなかった。その目標はまず元慰安婦たちの受領拒否ないし妨害工作へ、ついで独自の募金活動や国家補償を実現するための特別立法へ向かった。国連の人権委員会やILO（国際労働機関）への働らきかけもつづき、いずれも見込薄だが、残った反対派の運動はかえって過激化していると見ることもできよう。

たとえば、九八年四月ソウルで開催された「第五回日本軍〈慰安婦〉問題アジア連帯会議」には、日本、韓国、台湾、フィリピン、インドネシアなどの支援組織から約一五〇人が参加したが、日本政府へ「元慰安婦への国家補償」と「アジア女性基金の解散」を求め、慰安婦制度の責任者を裁くための「日本軍性奴隷に関する女性国際戦犯法廷」の開廷を決議している。

一方、反基金派の慰安婦問題に対する認識と運動への反発から、鋭く対立する右派・保守派の組織も独自の運動を展開している。自由主義史観研究会や「新しい歴史教科書をつくる会」などで、代表的論客の藤岡信勝は「慰安婦の女性は、職業としての売春婦」で「慰安婦の強制連行の事実はなかった」との認識から、国家補償には反対するが、基金の事業は必らずしも否定していない[2]。

九七年四月から中学校用教科書がそろって慰安婦問題を掲載（表10—2参照）することが明らかになると、藤岡たちは、中央・地方の保守派政治家や財界人の支持を得て掲載中止をめざす全国運動を展開、九七年一月には文部大臣に会って要望したが、すでに文部省が検定を通過させていた事情もあり、成功しなかった。

憲友会（元憲兵の親睦組織）など戦友会の一部も、同主旨の運動を起こしたが、具体的な成果を得るに至っていない。

注(1) たとえば、学者・文化人による「国家補償の実現」と基金設置反対を訴える呼びかけ人（一二人）と賛同者（八四人）のアピールが『世界』九五年八月号に掲載された。

前者には秋山ちえ子、井上ひさし、入江昭、坂本義和、沢地久枝、鶴見和子、三木睦子、安江良

〈表10－2〉1997年度中学校用教科書の「慰安婦」記述

出版社名	記述
日本書籍	（朝鮮・台湾の）女性を慰安婦として従軍させ、ひどいあつかいをした。(p.264)
東京書籍	多数の朝鮮人や中国人が……従軍慰安婦として強制的に戦場に送りだされた。若い女性も多数いた。(p.263)
大阪書籍	また、朝鮮などの若い女性たちを慰安婦として戦場に連行しています。(p.260)
教育出版	また、多くの朝鮮人女性なども、従軍慰安婦として戦地に送り出された。(p.261)
清水書院	朝鮮や台湾などの女性のなかには戦地の慰安施設で働かされた者もあった。(p.259)
帝国書院	朝鮮や台湾の人々からも多くの犠牲者がでました……従軍慰安婦だった人々。(p.271)
日本文教出版	（台湾や朝鮮でも）慰安婦として戦場の軍に随行させられた女性もいた。(p.252)

出所：藤岡信勝『〈自虐史観〉の病理』（文藝春秋、1997）13―14ページ

介らが、後者には荒井信一、田中宏、永六輔、鶴見俊輔、丸山眞男、森村誠一、吉見義明らの名が見える。

（2）藤岡信勝『〈自虐史観〉の病理』（文藝春秋、一九九七）二〇、二三ページ。

3 窮地に立つ基金

一九九七年一月の元韓国慰安婦七人への支給が予想以上の反発を招いたことから、アジア女性基金はフィリピンを除き、韓国、台湾での事業を「開店休業」の形にトーンダウンせざるをえなくなった。

台湾では政府も婦援会も「多少のことは黙認しよう」という空気だったが、基金の一本釣りに警戒心を深めた韓国挺対協は、慰安婦たちを引きとめるため第二次募金運動を始めた。しかし折からの経済危機で集まりが悪いのに当惑した挺対協は、不足分を韓国政府が負担するよう、九八年二月に成立したばかりの金大中政権へ働らきかける。その要請を受け入れた韓国政府は四月から、女性基金の償い金は受けとらないとの誓約書と引きかえに、一三六人の元慰安婦へ約三五〇万円の一時金を支給した。第一次民間募金とあわせれば、基金の支給額と同額に近い。大統領はその主旨を「ハルモニの世話は自国政府がやる。外国人の〈施し〉は、不必要」と説明している。

日本側の反応は複雑だった。外務省は韓国政府の措置を建前はともかく、実質的には日本国家による個人補償を要求しない意思表示と理解した。労務者の「強制連

行」問題などへ波及すれば、数十兆円の財源が必要になると懸念していただけに、安心したともいえよう。

しかし、この措置を「基金存亡にも関わる事態」と受けとめた女性基金は五月七日、「ハルモニたちにアジア女性基金を今後受け取るなと国家が強制するにひとしく、人権の新たな侵害にならないでしょうか」と非難声明を発表、和田春樹東大名誉教授（運営審議委員）は「基金の事業が韓国側にとって不十分なのは認めるが、事業は日本政府と国民の『申し訳ない』という気持ちであり、後退はできない。韓国側が追加すべきだと思うことがあるなら、日本側に言ってほしい」（朝日新聞五月二十九日付）と、挑戦的なコメントを出す。

五月十九日の三者懇談会では次のような発言が続出、外務省や外政審幹部を吊しあげる情景となった。出席者のメモから一部を引用しよう。

「基金設立時に政府は全面支援を約束したのに、守られてこなかった。当事者能力が欠けている」

「理事長名で大統領に手紙を送り、募金者全員の名前やメッセージを添付したらどうか」

「いじめを受け、基金返上を迫られている七人に申しわけがたたぬ」

「韓国政府が認定した被害者の資料を見せてくれと要請しているのに、まだもらえないのか」（要請したが、韓国政府から慰安婦問題については両国間に信頼関係がないので、渡せないと断られたむね外務省側より弁明）

「韓国からの撤退は基金の敗北だ。そのときには日本政府の責任を明らかにし、世に問うつもりだ」

こうした強硬論に煽られた形で、原理事長は金大統領あての手紙を携え、六月十一日駐日韓国大使と面談したが、反応は冷やかだった。大使は「基金と挺対協が話し合ったらどうか」とか「二重取り（日韓双方から受領）は絶対に避けたい。代りに浮いた償い金で慰霊碑を建てるのはどうか」など、逃げとしか受けとれぬ口上に終始したようである。

大統領の返書を待たず、帰りがけに「韓国政府の立場」と題した無署名のメモ（巻末付属資料参照）を基金側へ交付したのも、「韓国政府の一方的措置により終結しようとする新政権の決断」を示すものだった。

外交交渉の慣例では「打ち切り宣言」と見なせるもので、外務省はこれ以上押すのは非礼と理解したようだが、女性基金としては引き下がるのには不服だった。六月十七日の理事会では、①「秘密支給」を継続する、②韓国

側の「提案」を受け、慰霊塔、記念館の建設などへ転換する、③別の新たな活用策を検討する、という三つのオプションを討議したが、結論を出せなかった。

それでも①はもはや実施不可能、②も目的外使用になる、という認識が大勢を占めたが、和田は朝日新聞の「論壇」（七月二十八日付）で「アジア女性基金を後退させるな」と題した論稿を発表する。

ハルモニには「日本からお詫びと償い金を不十分でも受け取る権利があるはず」なのに、その権利を奪うのは非民主主義的だときめつけたのち、一転して韓国政府が示唆したとされる慰霊塔を建て、首相名の謝罪文を彫りこもうと提言していた。

基金の資料委員会委員だった私は政策事項にはタッチしていなかったが、一か月後の「論壇」（八月二十七日付）で「アジア女性基金は後退せよ」の題で反論した。「韓国政府と支援組織が償い金に相当する額の支援金を給付した以上、その目的は達せられたのだから、喜んで引きさがるべきではないか」との主旨であった。

慰霊塔案についても、「だれが〈慰霊〉の対象になるのか、日韓のどちらに建てるのか。さらに、フィリピンでは償い金は受けとったが、首相のお詫び書簡を突き返された例もある。慰霊碑建設は、わざわざ新しい火種を持ちこむだけではあるまいか」と疑問を呈した。

ここで私が属していた「慰安婦関係資料委員会」について、若干の説明を加えておこう。「歴史教訓（事実究明）事業」は、基金発足時から四本柱の一つとしてかかげられていたが、初年度は給付事業に追われ、具体化したのは九六年秋であった。私も後藤乾一、倉沢愛子、我部政男、波多野澄雄ら一一名の一人として委員を引き受けた。吉見義明、林博史ら国家補償派の歴史家も勧誘したが、断られたようだ。そして基金側からの高崎宗司が委員長、和田春樹が副委員長、衛藤瀋吉が顧問に選任された。

第一回の会合（十月二十二日）に配布されたペーパーによれば、委員会は「歴史的資・史料の収集という目的を軸に集まった専門家の集団であり、基金の事業方針への賛否とは一線を画した中立的な性格の組織」と性格づけられていた。

委員会は月一回のペースで開催され、給付事業が休止状態に追いこまれた事情も影響して、かなり活発な調査研究が進む。委員ばかりでなく、外部の専門家への委託をふくめ、アメリカ、ミクロネシア、インドネシア、オランダ、ドイツ、沖縄への派遣調査、防衛庁、旧内務省文書の分析を実施している。

しかし本命の朝鮮半島における実地調査は、正副委員長がこの地域の専門家であるにもかかわらず着手されなかったので、内外からの不満が高じ、第二年度から活動は停滞気味に陥り、九八年度末で予算が打ち切られることになった。そこで二年間の調査結果九篇を論集としてまとめることになったが、秦の執筆分をふくむ三篇が掲載中止となる事態が起きた。[1]

停滞気味と言えば、基金の本体も同様で、理事会や三者懇は、金大中大統領へのアピールが不発に終ったあと半年以上も開かれず、国家補償派に内応する一部の運営審議委員（和田、高崎、橋本ら）を除き、役員の多くは関心を失い、寄りつかなくなった。

和田はこの窮境を打開しようと、九八年十二月、村山元首相とともに、金大中大統領に会い、"直訴"したが、大統領は「韓国政府は償い金を受け取るなとも受け取れとも言わない」と逃げ、韓国の支援団体や被害者と話し合うよう望んだという。

和田は「韓国の支援団体に話し合いを求め、行き詰りを打開したい」[2]と毎日新聞の明珍記者へ語っているが、九八年七月に挺対協と交渉した段階では「いかなる基金のお金も韓国への流入に反対する。お金は日本国内で後世への教育に使ってもらいたい」[3]とはねつけられているので、堂々めぐりが解消する見通しは薄い。

ウルトラCは、九八年五月に韓国政府から誓約書と引きかえに受給したあと、基金へひそかに申請してきている数十人の「被害者」たちへ、一挙に「秘密支給」を強行して事業を打ち切る案だが、そこまで踏み切れるかどうか。一方、基金事務局は別の視点から生き延びる方途を模索している。援助交際の実態調査とかセクハラ、レイプのメンタルケアとか、アフリカに女性会館を建てるといった事業を女性尊厳事業の枠内で進めるといったプランが目白押しのようだ。

ここで、やや逆戻りする形になるが、次節以下で、基金の活動に対する韓国、台湾、フィリピンなど主要各国の対応ぶりを、国別に整理して追ってみることにしたい。

注(1) 詳細は秦郁彦「アジア女性基金に巣喰う白アリたち」（『諸君！』一九九九年二月号、同「〈慰安婦伝説〉を見直す——その数量的観察」（『現代コリア』九九年一・二月合併号）を参照されたい。
(2) 九九年一月十二日付毎日新聞「ニュース展望」
(3) 『挺対協会報』第十四号、九八年七月十四日、十六日の項。

4 韓国

韓国政府の対処方針は、マスコミの反日論調、名乗り出た慰安婦たちの華々しい圧力行動、挺対協などフェミニスト団体を主とする支援組織の突きあげを受けつづけたせいか、一貫性を欠き、ゆれ動いてきた。

しかし、一九六五年の日韓条約で植民地時代の請求権問題は「完全かつ最終的に解決」（第二条1）とした条項を意識してか、早くから政府レベルでの補償交渉は無理と判断していたようである。そのせいか、名乗り出た元慰安婦の来歴調査はおざなりですませた。それをやれば、イモヅル式に当時の朝鮮人官公吏、警察官、業者、ブローカーの責任問題に波及するのを恐れたからでもある。

むしろ韓国政府は、盧泰愚前大統領が来日時に浅利慶太との対談で「日本の言論機関の方がこの問題を提起し、我が国の国民の反日感情を焚きつけ、国民を憤激させてしまいました」[1]とこぼしたように、日本のマスコミやNGOが、挺対協などと結んで大問題に仕立てたのを迷惑がっていたようだ。

こうした底流を受けて、九三年二月に就任した金泳三大統領は「日本に物質的補償を求めない……韓国の予算で生活保護支援を行う」と発言、外相が「（上記は）被害者の個人的要求まで否定するものではない。政府レベルでは求めないという意味」と補足した。この補足発言は、すでに提訴されていた慰安婦裁判などを意識してのことであったろう。

韓国マスコミのなかでも、『朝鮮日報』のように「われわれが補償し、もうこの恥ずかしい過去の幕を下そうではないか」（九三年八月五日付）と呼びかけるところが出た。

ところが、朝日新聞は「日本の道義が試されている」と題した社説で「だからといって……それに甘えるような対応は許されまい……〈補償は求めない〉という韓国側の態度に、安直な対応はできようはずもない」（九三年三月二十日付）と不満を示した。これこそ盧泰愚が歎いた日本マスコミによる「焚きつけ」の見本だろう。

韓国政府は、六五年の日韓条約で日本から受けとった三億ドルの「補償」金のなかから、「日本軍によって軍人・軍属あるいは労務者として召集あるいは徴用され……死亡した者」の遺族へ、二八億ウォン余を支払っていた[2]。元慰安婦は名のり出ていなかった事情もあるが、優先度は低いと見なし、支給対象に入れなかったのである。

「慰安婦問題」で抗議する韓国人女性（ソウルの日本大使館前）

したがって、孔魯明元外相のように「補償を要求するなら韓国政府にしてほしい」という論理にならざるをえない。だが実際にこの論理を通すのは、容易でなかった。

認定された元慰安婦たちに対しては、九三年八月に一時金五〇〇万ウォン（約七四万円）と月額一五万ウォン（九六年から五〇万に増額）の生活支援金の支給、医療負担、公営アパートの提供が開始されたが、アジア女性基金が給付事業を始めると、対抗する形で挺対協を中心とする「強制連行された日本軍〈慰安婦〉問題解決のための市民連帯」（傍点は秦）が結成され、募金活動を進めた。黒田勝弘によると、原案では入っていなかった強制連行の四文字が、発足集会で元慰安婦からの注文により付け加えられたという。

三〇億ウォンの目標額は、九七年五月に締切ったときは五・五億ウォンにとどまったが、約一五〇人の元慰安婦へ一人当り三五〇万ウォン（約四七万円）が配られた。

女性基金が、ひそかに申し出ていた金田きみ子ら七人へソウルのホテルで土曜日の午後に「非公開で伝達式」をやり、四二八万円を支給したのは、市民連帯の募金運動が高揚していたさなかの九七年一月のことであった[3]。

それだけに、韓国サイドの反発は激しかった。挺対協と市民連帯は、共同で「日本政府は基金を通じる買収工

作を白紙化して公式に謝罪せよ」「基金を受け取った七人のハルモニたちの行動は正しくない」と声明、口座番号から割り出した七人の名前を公表したので、いやがらせ現象が続発する。

韓国外務部も「韓国政府および大多数の被害者の要求に背を向け、一時金支給などを強行したことは、まことに遺憾」と声明した。慰安婦関係団体の理解が得られるまで、支給を待ってくれと要望していたのにというニュアンスをこめてのことだったが、「二百年かかっても、日本国家による補償を勝ち取る」と公言する挺対協の強硬姿勢に、基金側もいらだちを高めていた事情があった。

結果的に、この「強行」支給は基金と支援組織との亀裂をますます深めてしまう。

挺対協側は、元慰安婦の動揺を防ぎ、基金の攻勢をかわすため、第二次募金運動を始めた。しかし目標とした一人三五〇〇万ウォンは、折からの経済危機に直面して集まりが悪く、一割程度にとどまったため、差額を予算支出するよう政府へ働らきかけた。

九八年二月に成立した金大中政権は、「過去の清算」をかかげたものの、選挙運動中の公約もあってか、挺対協の要求をほぼ全面的に受け入れ、問題の七人などを除いて一人当り三一五〇万ウォン（約三〇〇万円）を第二次民間募金分の三〇〇万ウォン（約三〇万円）に予算支出で上積みすることを決定、五月から一三六人へ支給した。

そのさい、アジア女性基金の「償い金」を受けとった疑いのある二十数人には支給を保留し、受給者には「今後も女性基金は受けとらない」との誓約書を書かせている。

挺対協は「日本政府による補償の肩代り」と解釈し、アジア女性基金の解散を要求したが、金大統領は四月二十一日の閣議で「日本政府が自発的に反省・謝罪し賠償するなら、それはそれとして、その方々に支給されるべきだ。民間団体が日本政府に継続して賠償要求することに対し、韓国政府は介入しない」（九八年四月二十一日付朝日新聞夕刊）と語った。

微妙な言いまわしながら、「女性基金の償い金は渡さないでもらいたい」という意向であることは明確で、日本政府も基金による事業は中断せざるをえなくなった。

ともあれ、韓国の元慰安婦たちは、

(1)女性基金からはもらわないとの誓約書とひきかえで、韓国政府の支援金と民間の募金計約三五〇万円を受けとった人（全体の約九割）

(2)前記の他に女性基金の給付をも受けとった人（十数人）および受けとりたいとひそかに基金へ申請ずみか、打診中の人（三十数人）

(3)女性基金から四二八万円を受けとった金田きみ子らの七人

(4)名のり出ず認定も受けていないため、給付なしの人（数は不明、数百人以上のオーダーか?）

に四分されるという複雑な様相を呈している。

彼女たちが「所属」する支援団体もまちまちだが、ざっと区分して挺対協派と遺族会派（二〜三派に分裂）がほぼ半々、朴寿南グループが十数人といわれる。ここ数年、毎水曜日にソウルの日本大使館前で坐りこみデモを重ねているのは挺対協派、大使館前で短刀をふりまわし自殺をはかったのは朴寿南派だという。

分裂と分派は近親憎悪感情を生みやすい。なかでも挺対協が女性基金の「償い金」を率先して受けとった遺族会系の七人に加えたいじめは、かなりひどかったらしい。だが七人の方も負けていない。

九七年春ごろから、彼女たちは挺対協が日本のキリスト教系団体から受けとった見舞金（一千万円以上）をネコババしていると告発、デモをくり返している。同年夏には、政府へ抗議に行く途中の金田グループとかけつけた挺対協派がソウルの街頭でもみあった。

焦点は支援組織をめぐる人とお金の争奪と私は見る。挺対協は二度にわたる国民募金をやる一方、女性基金のお金は一括して挺対協が受けとり、配分する方式を考えていたが、ハルモニたちが直接に受けとりたいと反発した一幕もあった。

七人はまた中間搾取の排除、現金至上主義（慰霊碑などは不要……）、徹底的な身上調査を主張してきた。韓国政府の「認定」はあてにならず「大多数がニセ慰安婦だ」というのである。七人のうち五人は九八年七月末に基金事務局を訪れ、五月に韓国政府が配分したのと同額のお金を埋め合わせに払えと要求、断られている。[1]

だが、今のところ挺対協の優位はゆるぎそうにない。

この組織は、尹貞玉、李効再（いずれも梨花女子大出身で母校の教授）、金允玉（弁護士）など三人の共同代表制をとっていて尹が会長格だが、幹部は上流家庭出身の高学歴インテリが主力を占める。

反キーセン観光運動や軍事政権時代の民主化運動の前歴はあるが、大統領決定を左右するほどの圧力団体に成長したのは慰安婦を日本の「民族抹殺政策」の所産ときめつけ、「民族の恥」としてマスコミや一般大衆の反日ナショナリズムに訴えたからであろう。

慰安婦のなかには、娘を売った親や同民族である朝鮮

人の業者に対する「恨」感情を抱く者も少なくなかったから、運動の対象をあくまで日本政府へ指向する戦略をとる必要があり、韓国政府もそれを歓迎した。

挺対協の実力ぶりを示す事例は少なくないが、九七年夏、韓国のテレビ番組で「黒いカネの伝達者」と名ざしされた臼杵敬子（ハッキリ会代表）を入国禁止にさせた元凶とも言われている。その反面、金大中救命運動など韓国民主化運動に関わり、入国制限を受けていた和田、高崎は、女性基金に参加したのを機に、外務省の口利きで制限を解除された。

九七年十一月、韓国政府は「出入国管理法」を改正して、日本の植民地時代（一九一〇―四五）に「日本軍が直接幼い女性を強制動員し、戦場の日本軍の性奴隷として扱った非人道的な戦争犯罪者……の入国禁止等」（議員立法の提案理由）を実施することになった。

七人への給付で基金の下工作に使われた臼杵は、第一号（ゼロ号？）の犠牲者にされたのだが、基金の韓国担当である和田、高崎は逆に外務省の口利きで制限を解除されるという不公平な結果となってしまう。

九八年十月の訪日で未来志向を打ち出した金大中大統領は、公式の場では慰安婦問題を口にしなかったが招待パーティのスピーチでは「世界が納得する形で解決されなくてはならない」（十月九日付朝日新聞）と話している。基金は拒否するが、国家補償なら受け入れてもよいとするポーズである。

九八年五月の支援金支出は、北朝鮮とコネクションがあり、力をつけすぎた挺対協の路線を封じようとしたのではないか、との観測もあったが、天皇の訪韓を実現したいと願っている金大中としては、今後も不即不離の態度をとっていくのではあるまいか。

注(1)『文藝春秋』一九九三年三月号の対談。
(2)高崎宗司『検証日韓会談』（岩波新書、一九九六）二〇三ページ。
(3)『文藝春秋』九七年三月号の高崎宗司稿。
(4)前掲『諸君！』九九年二月号の秦論文。

5　北朝鮮

北朝鮮は、宮沢訪韓直後の九二年一月二十日、日本へ謝罪と補償を要求する声明を発し、月末から始まった北京での日朝国交正常化交渉で、日本側は「お詫びの表明は朝鮮半島全体を対象」と表明した。しかし里帰りや拉致問題とのからみで、その後は政府間レベルのやりとりはなく、北朝鮮は国連人権委員会の場をオブザーバーとしてではあるが、慰安婦問題の窓口にえらぶ。

また九二年二月には、南北首脳会談で共同対処を打診、韓国は拒絶したが、NGOレベルでは、その後も部分的にではあるが共闘体制をとってきた。

名乗りでた元慰安婦の身の上話が主として労働新聞で紹介されはじめたのは九二年六月頃からで、八月には日朝合同の朝鮮人強制連行調査団が訪朝し、一二三人のうち四人の証言を紹介、うち一人は十二月に東京で開催されたNGOのシンポジウムに出席している。

しかし、彼女たちの申し立ては、韓国出身者に比べると残酷体験が数段上まわり、「骨折したり変形するほどの拷問」「一五〇人の慰安婦を並べ日本刀で斬首」「生首スープを飲まされた」「妊娠した慰安婦の腹を裂き、胎児を切り刻んだ」「一緒に連行された二六人のうち生還者は四人」といったたぐいの荒唐無稽なストーリーが並ぶ。

ここでは代表例のいくつかを表10―3にかかげておいた。「生首スープを飲まされた」李福汝証言は何度か記者会見に出たが、報道したのは日本のマスコミとAP通信ぐらいで、韓国の新聞でさえこの部分はカットしたという[1]。「過ぎたるは及ばざるが如し」のたとえ通り、一連の誇大陳述はかえって国際信用を失ってしまったと言えそうだ。

一九九五年七月、クマラスワミ調査団に対し、北朝鮮当局は①アジア女性基金に反対、②日本政府が法的責任を認め、謝罪、個人補償を行うこと、③国連が仲裁者として行動、国際司法裁判所を通じて解決せよ、との要望を伝えたが、その後もこの方針は変っていないようである。

注(1)産経新聞、九二年七月二十四日付

〈表10－3〉北朝鮮在住元慰安婦の申立て

氏　名	生年	申　立　て
1　李福汝（リ・ポクニョ）	1919	16歳のとき水原で軍人に連行され、満州各地で慰安婦。逃げないように焼き印を押され、大釜で煮た慰安婦の生首スープを飲まされた。44年秋脱出、中国人に助けられ帰国。(92.7.15)
2　金大日（キム・デイル）	1916	米一升で下女に売られ、女工を経て32年大阪の病院で雑役婦、34年軍慰安婦として中国へ、42年南方へ。終戦直前、150人の慰安婦が日本刀で処刑された。仲間は腹を裂かれた。(92.7.4)
3　尹京愛（ユン・ギェンエ）	1920	地主の子守、居酒屋づとめを経て41年平壌で男たちの甘言に乗り慰安婦としてビルマに4年、仲間の何人かは日本兵にガソリンで焼き殺された。(92.6.24)
4　李京生（リ・キョンセン）	1917	孤児となり、地主の子守を4年、1929年、区長に高収入の仕事があると言われ、慶尚南道の軍需工場で慰安婦に、仲間の数人が殺された。妊娠して軍医に腹を裂かれ、胎児を引き出された。16歳のとき逃亡して山中へ逃げ朴青年と結婚。
5　チョン・オクスン	1921	13歳のとき水汲みの帰りに日本兵に拉致され、警察署へ、警官にレイプされ、なぐられて失明。その後満州へ連行され慰安婦へ。仲間の1人は首を折られ、その首をゆでて食べさせられた。少女の半数以上が殺された。5年後に逃亡して帰郷。
6　金英実（キム・ヨンシル）	1925	41年区長に高収入の仕事とだまされ、十数人の仲間と満州の慰安所へ。斬首された仲間あり、45年10月帰郷、農業に従事。
7　ファン・ソギョン	1918	36年村長にだまされ、中国の慰安所へ、仲間の1人は斬首された。43年脱出。

出所：1、2、3は労働新聞、（ ）は日付、1、2、4、6は『世界』93年3月号に成律子が紹介、5、7はクマラスワミ報告書より。

6　台湾

台湾は朝鮮半島と同じように、長く日本の植民地だったが、統治政策の違いもあって親日的傾向が強いと思われてきた。しかし世代交代の結果、最近は若年層の間では必らずしもそうではなくなっている。アジア女性基金に対する反発が、見方によっては韓国よりも硬直的なのは、こうした新しい潮流の影響かもしれない。

台湾で慰安婦問題が浮上したのは一九九二年二月頃で、社会党の伊東秀子議員が防衛庁戦史部図書館の旧日本軍資料から台湾人慰安婦の関連情報を発見して、マスコミに発表（二月七日付の各新聞）したのがきっかけとなったようである。

それを受けて、売春問題と取り組んでいたNGOの台北市婦女救援社会福利事業基金会（婦援会）が三月からホットラインを開設、元慰安婦たちに名乗りでるよう呼びかけた。

台湾は戦後も公娼制を維持し、軍には「肉体慰労隊」と呼ばれる女性たちが、「軍中楽園」で兵士たちに性サービスを提供していた。[1] とくに台湾海峡をめぐる中国との武力対決期に、第一線要塞だった金門島などに軍専用の慰安所を置いていたこともあって、当初の一般的関心は必ずしも高くなかった。

政府もあまり乗気でなかったからか、調査と認定を婦援会へ委託する形にした。正規の国交がないため政府間交渉が困難だったせいもあるが、認定権を政府が確保した韓国やフィリピンに比べ、婦援会が絶大な発言力を持つようになる。

会のスタッフによるヒアリング調査の第一回分（漢族だけの十三人）は九二年六月、第二回分（第一回分を併せ四十八人）は九三年六月に作成されたが、その後、先住民（高砂族、高地族）慰安婦の存在が知られるようになり、九六年末からヒアリングを進め、九七年八月に十六人分の調査結果が発表された。現在では、認定された元慰安婦の数は四十五名（別に死亡者十数人）とされている。

元慰安婦の総数については、一八〇人以上とか、七六六人の推定数字が伝えられているが、根拠は薄弱で臆測の域を出ない。

婦援会の報告書は集計分析の手法をとっていて、氏名や個別の「身の上話」は明らかにしていないので検証は困難であり、大体の傾向しか知ることができない。

たとえば四十八人のなかで、「だまし」が二一人、「強

制」が一〇人とか、前借金（一〇〇—五〇〇円）を受けとった者が九人とか、行先が海南島一三、旧蘭印一〇、フィリピン八、ビルマ、南支が各六とか、貧家の生れが多く、前職は接客業が一八人、といった程度である[2]。

先住民十六人については、香港へ行った一人を除いてほぼ全員の連行先が台湾内であること、既婚者が六人を占めているのが注目される。日本人警察官などから日本軍基地の雑役に勧誘され、結果的に性サービスを強いられたというケースが多く、広義の性被害者と見るべきかもしれない。

婦援会の報告書は、彼女たちの心情について、「大部分のケースは皆賠償を要求しているが、強く要求する態度ではなく……韓国に賠償するならば、賠償してほしい」という程度だったと観察しているが、実際に女性基金が呼びかけると、婦援会は、一部の国会議員とともに強硬な反対意見を表明、基金側との対話を拒みつづけた。

この間に、基金の「償い金」などを受けとりたいと申し出た元慰安婦も現われたが、婦援会や応援の日本人NGOの説得や妨害があり、台湾政府も傍観したため支給は困難をきわめ、九七年五月いらいの受領者は先住民八人にとどまっている。

九六年夏に台北の集会で、婦援会が「日本にあくまで国家補償を求めるべきだ」と論じたのに対し、基金の受けとり意思を表明した高砂族の元慰安婦が「犠牲者である私自身が希望しているのに、あなたたちは邪魔をするのか」と激しい論争になった一幕もあったという[3]。

しかし基金反対派も、彼女たちを引きとめるには金銭的な対抗策が必要と感じたのか、篤志家の寄付による一人約二〇〇万円を九七年十月に配り、九七年末には台湾政府が婦援会を通じ「立替払い」の名目で四十二人へ二〇〇万円（五〇万元）の一時金を予算から支出した。

一時金とは別に、台湾政府は毎月一・五万元（約六万円）の生活支援金を九七年一月から支給している。

「立替払い」とは、日本政府から支払われるべき国家補償を指す。韓国の方式と似通っているが、実際には台湾が先行モデルになったと言えよう。

なお九八年十二月、新しい動きがあった。基金反対派の藍谷邦雄弁護士、吉見教授らの一行が台湾を訪問、台北や高雄などで元慰安婦三十人から聞き取り調査を実施した。かなり前から下交渉を進めていた婦援会との話しあいが成立、九九年五月頃に提訴する予定（弁護団長は清水由規子弁護士）だという。

注(1) 大沼保昭他編『「慰安婦」問題とアジア女性基金』（東信堂、一九九八）の頼浩敏稿、五九ページ。

(2) 婦援会「台湾地区慰安婦訪査個案分析報告」（一九九三年六月五日）、なお吉見義明『従軍慰安婦』（岩波新書、一九九五）一〇九—一一二ページを参照。

(3) アジア女性基金編『市民との対話』（一九九七）一八ページの下村満子発言。

7　中国

一九九二年八月七日、山西省の元慰安婦四人と遺族三人が、童増（中国老齢科学研究センター研究員）を代理人として、日本大使館へ一人五万—十二万ドルの補償支払いを要請してきた。童増はかねてから中国民間対日賠償委員会を組織し、一八〇〇億ドルの民間賠償を要求する「一億人署名運動」を展開していた人物で、慰安婦問題に「真剣な対処を要望する」と声明していた中国政府の黙認の下での行動らしいと印象づけた。

九四年秋、日本人弁護団と連係して訴訟準備が進行するようになると、中国政府の態度は変った。九五年八月東京地裁への訴訟提起のため、渡日予定の童増と元慰安婦一行が北京で記者会見を開こうとしたところ、公安が踏みこんで彼女たちを軟禁、訪日を禁止した。また童増は九月の世界女性会議への参加を禁じられたうえ、広西省の辺地へ「下放」された。

しかし、八月七日の中国戦争被害弁護団（尾山宏団長ら一七四名）による東京地裁への提訴は予定どおり実施され、翌年七月には二人の元慰安婦が中国人弁護士に付き添われて来日、法廷で証言している。

中国外相は、九五年三月に全人代大会で「国家間の対日賠償は一九七二年の日中共同声明で放棄したが、民間賠償を求める国民の動きは阻止しない」との原則論を述べており、童増への強権措置は、彼の活動が反体制運動へ転化するのを警戒してのことと思われる。

中国では戦中から戦後にかけて、慰安婦問題に対する関心は薄かった。一〇〇巻にのぼる国民政府の公式戦史にも、関連の記述はほとんど見られない。

各地の文史委員会が次々に刊行してきた地方史にも、虐殺、焼き打ち、レイプの調査データは豊富だが、慰安婦や慰安所についての記事はほとんど見当らず、今後の掘り起こしは困難と思われる。

中国政府は日本政府へ、基金発足の直後からアジア女性基金による元慰安婦への個人給付は控えるよう連絡してきているが、民間ベースの訴訟提起や元慰安婦たちの訪日キャンペーンは黙認している。

こうした経過から見て、中国政府が賠償問題、七三一部隊や南京虐殺事件と並んで、慰安婦問題を対日外交カードの一つと意識しているのはたしかだろう。

8 フィリピン

一九九一年末、ソウルで開催された国際会議で、韓国の挺対協幹部や日本の女性運動家から呼びかけられたフィリピンの女性運動家ネリア・サンチョ、インダイ・サホールが、帰国後に比国政府へ実態調査を要求したのが発端となる。

アキノ大統領直属の人権委員会は翌年三月、第二次大戦史の専門家で日本の学位を持つリカルド・ホセ教授（フィリピン大学）へ調査を依頼した。

ホセ報告書は六月二十三日付で大統領へ提出されたが、「旧日本兵を相手にした通常の売春やレイプ事件は一部に見られた」が、「第二次大戦中、日本による大規模な強制的売春はなかった」「フィリピン女性は幸運にも日本軍の〈慰安婦〉ないし〈性奴隷〉にされなかった」[1]と結論していた。

その論拠は、1、日本軍占領下のラウレル政権の閣議記録、2、戦犯裁判記録、3、戦時中の反日ゲリラの印刷物、4、戦後の新聞記事などに当ったが、関連の記事が見つからないからというのであった。

そしてホセは、ラウレル政権の存在が緩衝的役割を果

したこと、レイプに対してゲリラの報復があり、抑止力になったとも指摘している。

この報告を受けて、フィリピン政府は日本政府へ謝罪や補償を求めない、との公式見解を表明した。

ところが、サホールたちが結成した「タスクフォース」（のちリラ・ピリピーナと改名）の呼びかけで九月のヘンソンを第一号に、次々と「元慰安婦」たちが名のり出て、状況は一変した。ホセ教授は彼女たちから「偽証」だとして、口汚なく批判されるはめとなる。

日本からは連絡を受けた高木弁護士、松井やより（アジア女性資料センター代表）らのNGOや、カトリック関係者が続々と現地調査へ向う。[2]そして九三年四月には、十八人（九月に二十八人を追加）が東京地裁へ提訴した。

他地域とくに韓国女性と比較しての特徴は、彼女たちのほぼ全員が日本兵によって拉致され、暴行、監禁（数か月から二年程度）されたと申し立てている点（第六章参照）で、その後の申告者も大多数が慰安婦と呼ぶより広義の性暴力被害者に属す。

ホセ報告書が「いずれを見ても、フィリピン女性に対するレイプは少数の日本人の気まぐれでおきたケースで、組織的なものではなく、強制的売春というよりは、レイプ事件にすぎない」と定義した領域に相当する。

戦争中のマニラなどには、業者が経営し日本軍が監督する慰安所が開設され、多数のフィリピン人慰安婦が働らいていた。だが、このカテゴリーから名のり出ている事例はほとんどない。自発的に募集に応じ慰安婦となったがゆえに沈黙していると考えてよいのかもしれない。

九六年夏、アジア女性基金が「償い金」の給付を開始したさい、彼女たちの支援組織であるリラ・ピリピーナは、それまで連帯してきた韓国や台湾の支援組織と別の行動をとる。前年夏にラモス大統領が基金歓迎の声明を出したこと、第一号のヘンソンが基金反対から支持へ転向したことも影響したのであろう。

リラ・ピリピーナは苦渋のすえ、「受けとりたい立場と受けとりたくない立場の両方を支援する」決断に達し、政府の認定作業にも参加した。一部の反対派は離脱してマラヤ・ロラズを結成、基金拒否運動をつづける。

アジア女性基金側も、「償い金」を受領しても裁判闘争の継続はかまわない、と譲歩条件を示し九六年八月十四日、ヘンソンら四人が、日本大使の立ち会った伝達式に出席した。

その後も、一〇〇人余の申請者に対する認定作業は順調に進み、受給者は五〇人前後（九八年末）に達している。認定基準はフィリピン政府に一任してあるので明ら

かではないが、一度だけのレイプ被害者を除く、広義の性暴力被害者が対象となっているようである。

注(1) Memorandum for President Aquino, Report of Prof. Ricardo T. Jose, UP Dept. of History, on the so called 'comfort women' of the Japanese Imperial Army World War II, dated June 23,1992. なお全文（抜粋）は巻末付属資料を参照。

(2) 調査結果についてはフィリピン「従軍慰安婦」補償請求裁判弁護団編『フィリピンの日本軍「慰安婦」』（明石書店、一九九五）を参照。

9　インドネシア(1)

一九九二年夏、インドネシア人元慰安婦の存在が報道されたとき、同国外務省は「過大視しない。的確な調査をする」「韓国政府等が行なったような要求を出すつもりはない」と表明、主要マスコミも同調した。

こうした政府サイドの消極的姿勢はその後も一貫するが、それは一九五八年の賠償協定で一応の法的処理が終了していたこと、その後も最大のODA援助供与国でありつづける日本との政府レベルにおける友好関係を損いたくない、との配慮からだったと思われる。

この状況を変えたのは、九三年四月の日弁連調査団の訪問など日本のNGOの働きかけと、それを契機に始まった「インドネシア法律扶助協会」（LBH）ジョクジャカルタ支部の戦争被害者登録作業であろう。

ところが八月末までの間に一万七千人余が押しかけた。代行業者まで出現、そのなかから「性暴力の被害者三一七名」を選定、代表のブディ・ハルトノ弁護士が国家補償を要求して来日したり、国連へ働らきかけるなど活発な運動を展開した。

一方、戦時中に日本軍の補助兵として従軍した兵補に

対する補償運動を進めていた「元兵補中央連絡協議会」（「兵補協会」と略称）も、女性基金が発足した直後の九五年夏から、一三四か所の支部網を通じて「元慰安婦」たちの登録作業を開始する。

この兵補協会をひきいているタスリップ・ラハルジョは、やはり兵補の一人としてマラン（東部ジャワ）駐屯の日本軍（片桐部隊）に勤務し、戦後はインドネシア国軍に所属したと言われるが、詳しい履歴は不明で、日本インドネシア兵補協会の刊行物に「ジャカルタの私立大学で法律を教える大学講師でもあります」と紹介されている程度である。

彼が登録を呼びかけたときの対象が「慰安婦」なのか、「性暴力被害者」なのかも明確でないが、九六年三月に締め切ったときは、二万二千人を超えていた。

補償要求額は兵補が三〇〇万円、「慰安婦」が二〇〇万円だったが、政府が乗り出しても認定は不可能と思われる数字のうえ、LBHとの重複も予想された。認定が不可能とあれば、女性基金が乗り出す余地もない。

それまでインドネシア政府は自らは乗り出さないものの、支援組織の活動は黙認ないし支援する構えを見せていたのであるが、こうした事態に直面して方針を転換せざるをえなくなった。

その結果、日イ両政府の思惑が一致して、他地域とは別の解決方式がとられる。九六年十一月、一〇年間に日本政府の支出する三・八億円の事業費で慰安婦をふくむ高齢者福祉事業を展開する方針が合意された（九七年三月に正式調印）。

そのさい、スエノ社会大臣は「慰安婦問題の処理は政府に任せて、個人や団体の私益に悪用されないよう」と述べたが、支援団体や慰安婦たちの不満は、その後もくすぶっていて、スハルト体制の崩壊（九八年五月）により、再燃する気配も見える。

しかし、ラハルジョが九八年八月に急死、後継会長のアリフィンは政府に協調的姿勢を見せているので、鎮静の方向へ向かうかもしれない。

注(1) インドネシアにおける慰安婦問題の近況については、川田文子『インドネシアの「慰安婦」』（明石書店、一九九七）、日本インドネシア兵補協会『インドネシア兵補の訴え』（梨の木舎、一九九三）、後藤乾一『近代日本と東南アジア』（岩波書店、一九九五）、『正論』一九九七年三月号の阿羅健一論文、『インパクション』一〇七号（一九九

ラハルジョ会長／Asahi Simbun Weekly AERA 1993.11.1. より

八）の大村哲夫論文、倉沢愛子「インドネシアにおける慰安婦調査報告」（アジア女性基金編『「慰安婦」問題調査報告、一九九九』に収録）などを参照されたい。

10　オランダ

一九九四年、大戦中の旧蘭印（インドネシア）で、日本軍の慰安婦とされたオランダ人女性が、日本政府を相手どり慰謝料などを求めて東京地裁へ提訴した（詳細は第六章参照）。

この種の被害者となった女性は約八〇人いると推定されるが、オランダ政府は補償については解決ずみとの立場をとっていることもあり、日本政府はインドネシア方式の適用を提案した。そしてアジア女性基金は、オランダ人元慰安婦たちを対象に医療・福祉のサービスを提供することとし、一九九八年七月十五日ハーグで先方の事業主体となる「事業実施委員会」（PICN）と覚書を結んだ。

PICNは、元オランダ軍参謀総長ハウサー将軍が委員長を勤める民間機関である。提供された資金（政府予算）は三年間で二億五五〇〇万円。

11　マレーシア、シンガポール

一九九二年春頃から慰安所と慰安婦の存在が断片的に報道されるようになり、同年秋から地元新聞の呼びかけなどで、翌年にかけてマレーシアで八人（マレー系四、中国系四）の「元慰安婦」の存在が確認された（実名で名のり出たのは一人だけ）。

しかしマレーシア、シンガポール両国政府はいずれも、この問題をとりあげることに消極的で、NGOなどの動きを押さえこむ方針をとってきた。

たとえば九三年六月、マレーシア与党の一部が労務者の連行をふくめウイーンの国連人権会議に報告しようと計画したが、直前に党の指示で出席を中止させられている[1]。その後、日本NGOの働きかけもあり、補償を求める現地支援組織の動きが報じられたこともあるが、しだいに鎮静し、現在まで政府レベルでの対応はないままに経過している。

注（1）陸培春『観光コースでないマレーシア・シンガポール』（高文研、一九九七）、ICJ国際セミナ

—東京委員会『裁かれるニッポン』(日本評論社、一九九六)の中原道子論文を参照。

12　パプア・ニューギニア

日本軍が東部ニューギニアと呼称していた地域で、南半はパプアと呼ばれオーストラリアの植民地、北半はニューギニアと呼ばれ、国際連盟の委任統治領となっていた。戦後は一体としてオーストラリアによる国連の信託統治領となっていたが、一九七五年に独立した。

北半部は一九四二年いらい日本軍の占領下に入り、四三年から第十八軍の十四万が投入されて米豪連合軍と激戦を重ね、日本兵の九割以上が戦闘と飢餓と戦病に倒れ、終戦時には一万人しか生き残らないという悲惨な戦場となった。

以前から飢餓に起因する人肉食(豪州兵＝白ブタ、原住民のメラネシア人＝黒ブタ、日本兵同士も)の風聞はあったが、一九四四年七月、セピック河中流のティンブンケで起きた事件(部族抗争にからむ日本軍の原住民百余人の集団殺害)の関係者であるガブリエル・ラク首長(一九九四年に結成した「日本軍による戦争被害に補償を求める会」代表)が、九四年に日本で開催された「戦後補償国際フォーラム」で報告していらい一般に知られるようになった。

ラクはその後も被害調査をつづけ、九八年七月末のフォーラムにも来日して、殺人七七四八、人肉食二三八八、強姦殺人六四七三、慰安婦にされた者一万六一六一人などの数字を公表した。[1] ラクはマーシャル群島から来日した被害者代表とともにアジア女性基金事務局を訪ね、「償い金」の給付について打診したが、基金側は認定をめぐるパプア・ニューギニア政府との交渉が先決であるむね対応したようである。

東部ニューギニアに慰安所があったという記録や情報は日本側にはなく、田辺敏雄が九八年秋にこの戦線からの生還者三十一人に実施したアンケート調査でも、全員が「日本人を含め、慰安婦は一人もいなかったし、慰安所など一カ所として存在しなかった」と回答している。[2]

もしあるとすれば、四二年十二月から第十八軍の補給根拠地となったウエワクだが、四三年夏から終戦まで貨物廠に勤務した針谷和男陸軍主計中尉は、「慰安所はなかった。女性といえば少数の看護婦さんがいただけ」[3]と語る。

一万六千余人という「被害者」数は、インドネシアと同様、各種の性的被害とくにレイプの被害者かとも思われるが、奥村正二は「兵隊とパプア女性との間には性的接触がまったくなかったようだ。これに類する話は聞いたことがない。当時のパプア女性は例外なく熱帯性皮膚病に侵されていた。そのうえ蚊除けのため特異な臭いの植物油を体に塗っていた。これらが、兵隊除けにも作用したのだろう」[4]と書いている。皆無とは言えまいが、日本兵が加害者だったとは考えにくい。

それにしても、この地域の人口は当時は五十数万(ハンク・ネルソン)にすぎず、ラクの申し立ては誇大にすぎると言えよう。

注(1)「アジア太平洋戦後補償国際フォーラム'98」一九九八年七月二十六日の配布ペーパー、関連記事は清水靖子『森と魚と激戦地』(北斗出版、一九九七)第六章、『週刊朝日』九七年十月十七日号の須藤真理子稿。
(2)『正論』九九年二月号の田辺敏雄論文。
(3)針谷和男『ウエワク』(私家版、一九八二)および針谷談。
(4)奥村正二『戦場パプアニューギニア』(中公文庫、一九九三)一七七ページ。

13　ミクロネシア

日本統治時代は南洋庁（在パラオ）が主管し、南洋群島と呼ばれ、チャモロ、カナカ族などの原住民と日本人、朝鮮人が混住していた。

太平洋戦争では激戦場となり、マリアナ群島のサイパン、テニアン、グアム、マーシャル群島のクェゼリンは玉砕したが、トラック、パラオなどは占領を免れ、居留民は玉砕地の日本人捕虜とともに一九四六年、帰国した。

戦後は米海軍の占領から国連の信託統治へ移行、その後、米属領のベラウ共和国（パラオ）、マーシャル諸島共和国などとして独立した。

少なからぬ原住民女性が日本兵の「慰安婦」とされたことは、戦時期の米軍記録で断片的に報告されていたが、一九九八年七月、前記の東京フォーラムに出席したケジョ・ビエン（54歳、男性）がマーシャルのミリ環礁における性被害の状況を報告した。

ミリには約五千人の陸海軍兵力が駐屯していたが、約一二〇人の女性（現存は四五人とも三一人とも）が強制的に慰安婦にされたという。

しかし一九九八年十月、ミリ島に行って数人の「元慰安婦」からヒアリングした樋口和歌子の印象では、彼女たちの陳述は曖昧な部分が多く、信頼性は乏しいとのことであった。

第十一章　環境条件と周辺事情

人々は、おのれが見たいと思うものしか見ようとしない
――ユリウス・カエサル――

本章では慰安婦問題をめぐって、当事者をめぐる環境条件や周辺事情などを、支援運動体の動向を中心に概観したい。

1　国連と国際NGO

慰安婦問題が論議される国際舞台は、主としてジュネーブの人権委員会、ついで国際労働機関（ILO）で、その仕組みは図11－1を参照されたい。

安全保障理事会やその他の委員会の多くが、加盟各国の代表による政治交渉の場であるのに対し、人権委員会の系列では、一部のNGOにオブザーバーとしての発言資格を与えている。

したがって、提出される議題や決議は広汎、多岐にわたるが、原則的には助言・勧告の域にとどまり、主権国家を拘束するものではないから、とかく国際世論作りを狙ったパフォーマンスが目立つ。

第二次大戦期の慰安婦問題は国際連合創設前の事項であり、本来なら論議の対象外となるものだったが、折からボスニア・ヘルツェゴビナ（旧ユーゴスラビア）紛争で、多数の女性が「民族浄化」の名目で大規模な集団レイプの犠牲になった事件がクローズアップされ、国際法廷で裁こうとする動きが出ていた。慰安婦問題はいわばこの人権問題の先駆として、フェミニズムの風潮と結び